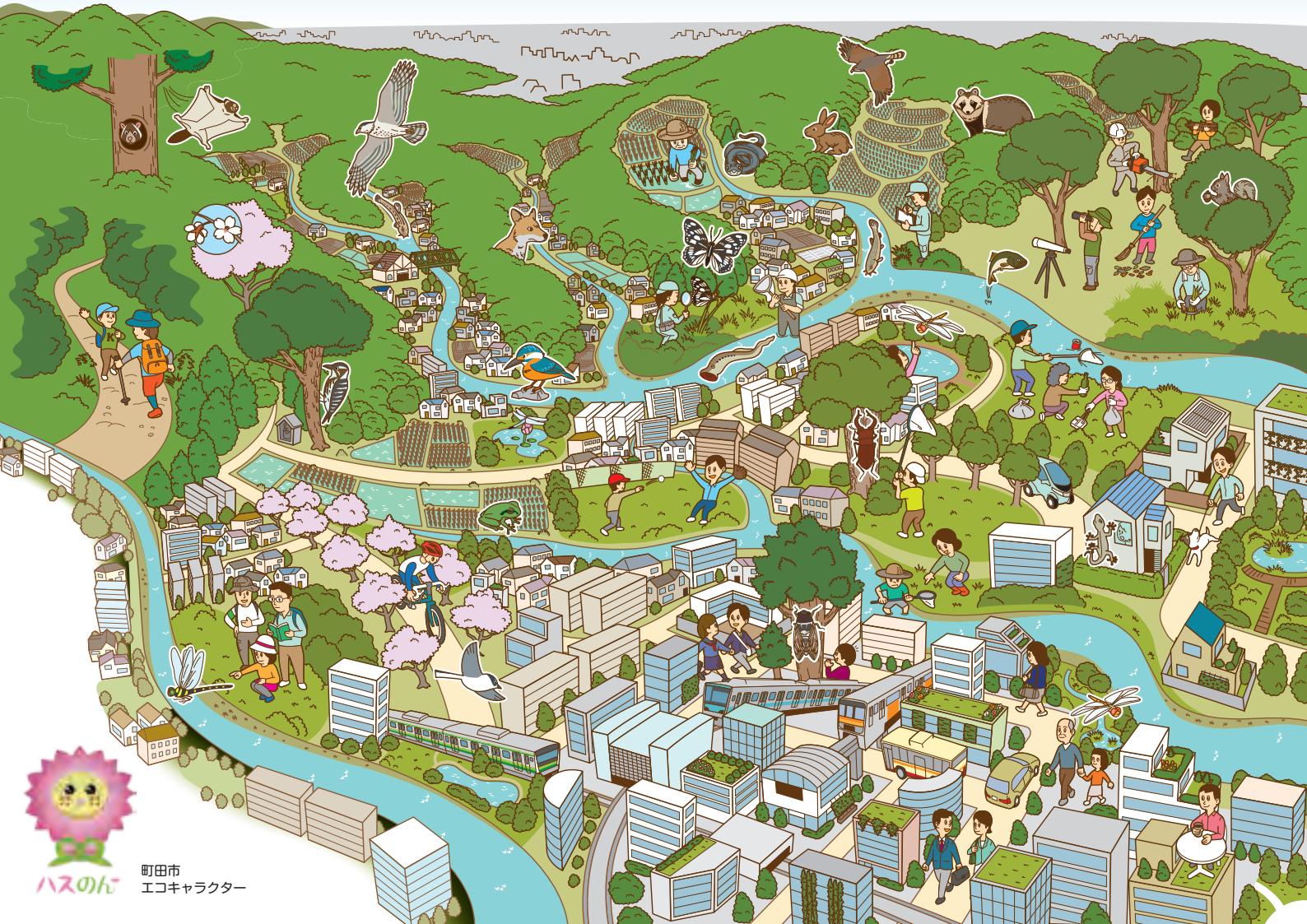


生きものみんなで  
いいこと  
ふくらむ  
まちだ

生物多様性 はじめの一歩  
**町田**  
**生きもの**  
**共生プラン**

2015 - 2021

町田市





## はじめに



町田市は、多摩丘陵に位置し、都心からほど近い商業地でありながら、市内を源流とする川が流れ、緑豊かな里山の風景を残しています。このような多様な環境のもと、様々な生きものが生育・生息し、生きもののにぎわいと街のにぎわいという二つの魅力を併せ持っています。

近年、里山などの手入れ不足や人為的な外来種の増加などにより、これまでの私たちの暮らしを支えてきた生物多様性が危機にさらされています。国は、2008年に生物多様性基本法を制定し、「生物多様性地域戦略」の策定を地方自治体の努力義務としました。2010年には名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議、通称COP10が開かれ、国内外で生物多様性保全の機運が高まりを見せています。

町田市においても、生物多様性の保全を重視してきたところですが、基礎自治体として行うべき施策や取り組みをさらに進めていくため、この度「町田生きもの共生プラン」を策定いたしました。

本計画では、「意識高揚」、「人材育成」、「協働・連携」、「保全と持続可能な利用」を基本方針とし、市民や事業者の皆さんと協働・連携しながら、生物多様性の保全を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました環境審議会および専門委員会委員の皆さんをはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆さんに心からお礼申し上げます。

2015年3月

町田市長 石阪 丈一

# 町田生きもの共生プラン

## 目次

<b>第1章</b>	<b>計画策定にあたって</b>	<b>1</b>
1.1	町田市のこれまでの取り組み	1
1.2	国・都の動向	4
<b>第2章</b>	<b>生物多様性について</b>	<b>7</b>
2.1	生物多様性とは	7
2.2	生物多様性の恵み	9
2.3	生物多様性の危機	11
<b>第3章</b>	<b>町田市の生物多様性の特徴と現状及び課題</b>	<b>13</b>
3.1	概要	13
3.2	町田市の生物多様性の特徴と現状及び課題	15
3.2.1	人と自然とのかかわりにより育まれた生物多様性	15
3.2.2	源流部から市街地までの河川環境における生きもの	21
3.2.3	広域的な縁のつながりを必要とする生きもの	23
3.2.4	歴史・文化を支えてきた生物多様性の恵み	25
3.2.5	生物多様性の保全に関する活動や取り組み	27
3.3	現状と課題を踏まえた今後の方向性	30
<b>第4章</b>	<b>計画の基本的な事項</b>	<b>31</b>
4.1	計画の目的	31
4.2	計画の位置づけ	31
4.3	計画の対象とする区域	32
4.4	計画の対象とする期間	32



<b>第5章</b>	<b>目指す将来の姿と目標</b>	<b>33</b>
5.1	将来像	33
5.2	目標	35
<b>第6章</b>	<b>将来像の実現に向けて行う取り組み</b>	<b>37</b>
6.1	施策の体系	37
6.2	施策と具体的な取り組み	39
6.2.1	施策	39
6.2.2	重点プロジェクト	56
<b>第7章</b>	<b>取り組みを円滑に進めるための仕組み</b>	<b>61</b>
7.1	計画の推進体制	61
7.2	計画の進行管理	63
<b>資料編</b>		<b>資-1</b>

本文中に「\*」のある用語の解説は、最初に出てくるページの下段に示すとともに、資料編の用語解説に掲載しています。なお、本文中に「◇」のある条約や法令・制度、計画については、資料編の用語解説にのみ解説を掲載しています。

## 1.1 町田市のこれまでの取り組み

町田市は、71.65km<sup>2</sup>の市域に約43万人の人口を有し、南部を中心に住宅地が多くを占めています。一方で、町田市の代表的な河川である鶴見川、境川、恩田川の源流が市内にあって、その流域は町田市のほぼ全域を占め、生きものが多く生育・生息している自然環境も未だ多く残っています。様々な生きものが生育・生息する町田の自然環境（生態系\*）は、町田市が誇る貴重な地域資源です。

市街地化が進む中で、残された自然環境のあり方や市街地の中の公園や緑地等での生きものの生育・生息環境の確保など、課題はたくさんあります。2014年4月に実施した「生きものや自然環境に関する市民意識調査」では、「生きものとのふれあいに満足している」と回答した市民はわずか8.2%です。旧石器時代から始まる町田市の歴史・文化は、生きものと人との暮らしの関わりによって育まれてきています。燃料や農産物、建材など多くを身近な自然環境から得ていた時代と違い、現在は生きものからの恵みが実感できなくなっているといえるでしょう。

町田市は、2000年3月に策定した「まちだエコプラン<sup>△</sup>」で、生態系を保全・回復・創出することの大切さを打ち出し、「町田市緑の基本計画2020<sup>○</sup>」などにより、緑地の保全や里山環境再生事業\*など、生きものやその生育・生息環境を守る取り組みを進めてきました。しかし、必ずしも生物多様性\*の保全を意識的に進めてきたとはいえず、近年は、自然環境の質的量的な変化等により、生物多様性が低下してきていることから、さらなる生物多様性の保全に向けての取り組みが求められています。

このような背景の中、2012年に第二次町田市環境マスタープラン<sup>○</sup>を策定し、その重点事業の1つとして「生物多様性保全のための仕組みづくり」を掲げ、2012年度と2013年度の2カ年で市内の生きものの生育・生息状況を把握するための調査を実施しています（資料編を参照）。「町田生きもの共生プラン」（以下、「本計画」という。）は、第二次町田市環境マスタープランに掲げた仕組みづくりのはじめの一歩として、2015年度から2021年度までの7年間を対象として策定した計画です。

なお、本計画は、生物多様性基本法<sup>△</sup>で規定している生物多様性地域戦略<sup>○</sup>に該当します。

### タイトル「町田生きもの共生プラン」

私たちは、自然や生きものの恵みに支えられ暮らしています。

人の生活を支えたり、豊かにするため、様々なのちをもらって生きています。

自然のバランスを崩さず、将来にわたりその恵みを受けることができる、自然と共生する社会の実現に向けて、人と生きものが共に生きる町田を目指し、「町田生きもの共生プラン」としました。

\* 生態系：生物とそれらをとりまく自然環境がお互いに関わりあいながら総合されたまとまりのこと。生産者、消費者および分解者から構成される。

\* 里山環境再生事業：2005年度より、小野路町奈良ばい谷戸での伝統農法を用いた里山保全活動を市民公募で支援者を募り開始された事業。2009年度に公募市民が中心となってNPO法人を結成し、市民協働事業として里山の保全に継続して取り組んでいる。

\* 生物多様性：様々な生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性に関する条約では、生態系・種間（種）、種内（遺伝子）の3つのレベルにおいてそれぞれ多様性があるとしている。（詳細はp8のコラム参照）

## 2012年度と2013年度の生物相調査結果(1)

町田市の生きものの生育・生息状況を把握するために、2012年度と2013年度に陸域6ヶ所と水域6ヶ所で生物相\*調査を実施しました。

### 1) 陸域の調査箇所

- ・まとめた緑や多様な自然を有する環境3ヶ所(相原、上小山田、小野路)
  - ・市街地でまとめた緑を有する環境3ヶ所(成瀬、鶴間、真光寺)

## 2) 水域の調査箇所

- ・里山\*や郊外の住宅地、耕作地を流れる河川4ヶ所(川上橋・風戸橋(境川)、田中谷戸・桜橋(鶴見川))
  - ・住宅地を流れる河川2ヶ所(高瀬橋・都橋(恩田川))



\* 生物相：特定の地域に生育・生息する生物の種類と組成。地域の自然の質を表す指標となる。

\* 里山：農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて、形成・維持されている二次林\*と、それに混在する農地、ため池、草地などで構成される地域のこと

\* 二次林：自然林が伐採や焼却などによって破壊された後に、自然にまたは人為的に再生された樹林のこと。二次林は自然林とは異なる樹種になることが多く、町田市ではクヌギやコナラなどが代表種である。

## 2012年度と2013年度の生物相調査結果(2)

## 1) 陸域の調査箇所での確認種

## (1) まとまった緑や多様な自然を有する環境

樹林地と草地等の複合的な環境を必要とするオオタカなどを確認しました。また、生息には樹林地と水辺の連続性を必要とするヤマアカガエルや、多摩丘陵をはじめとする関東南西部にのみ生育するタマノカンアオイを確認しました。



タマノカンアオイ



アブラゼミ

## (2) 市街地でまとまった緑を有する環境

市街化が進んでも生育・生息が可能なタチツボスミレやアブラゼミ、ヒガシニホントカゲなどを確認しました。また、「(1) まとまった緑や多様な自然を有する環境」の調査箇所と比較して外来種\* (植物) を多く確認しました。

## 2) 水域の調査箇所での確認種

## (1) 里山や郊外の住宅地、耕作地を流れる河川

良好な水質環境を必要とするホトケドジョウやヒガシシマドジョウを確認しました。また、良好な水質環境を必要とする底生生物\*として、サワガニやコシボソヤンマ、ヤマサナエを確認しました。



ホトケドジョウ



オイカワ

## (2) 住宅地を流れる河川

良好な水質環境を必要とする種の確認数は、「(1) 里山や郊外の住宅地、耕作地を流れる河川」での確認数と比較して少ない結果で、オイカワやコイを確認しました。

\* 外来種：もともとその地域に生育・生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から運び込まれた生物。

\* 底生生物：河川や池、沼、湖、海などの水底に生息している生物。

## 1.2 国・都の動向

国は、1993年に発効した「生物多様性条約<sup>◇</sup>」に基づき、1995年に「生物多様性国家戦略<sup>◇</sup>」を策定し、2008年には「生物多様性基本法」を制定しました。本法律では、第13条第1項において都道府県及び市町村において、“生物多様性地域戦略”を策定するよう努めなければならないとされています。

### 生物多様性基本法での生物多様性地域戦略に関する記述

(生物多様性地域戦略の策定等)

第13条第1項

都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性地域戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

また、2010年には生物多様性条約第10回締約国会議(以下「COP10\*」という。)が開催され、生物多様性の低下を止めるための2020年までの行動目標として「愛知目標\*」が採択されました。本会議では、人々が古くから持続的に利用や管理を行ってきた農地や二次林などの二次的自然環境\*における生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、「SATOYAMAイニシアティブ\*」を推進していくことが日本から提唱されました。さらに、2012年には、愛知目標の達成に向けて、「生物多様性国家戦略2012－2020」が策定されています。

一方、東京都は、1972年に「東京における自然の保護と回復に関する条例<sup>◇</sup>」を制定し、改正を重ね、規制、許可、希少動植物の保護・増殖等、広域行政としての施策を進めています。2012年には、生物多様性の保全に向けた基本戦略である「緑施策の新展開<sup>◇</sup>」が策定されました。



COP10

COP10では「戦略計画2011-2020(愛知目標)」、「民間参画の推進」、「自治体の取り組みの強化」等が合意されました。

\* COP10: COPとは、「Conference of the Parties」の略で、締約国会議を意味する。生物多様性条約の他に、気候変動枠組条約のCOPも開催されている。名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)は、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や遺伝資源に関する「名古屋議定書」が採択されるなど、大きな成果を残した歴史的な会議となった。

\* 愛知目標: 2010年に開催された「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」において、生物多様性の低下を止めるための2020年までの行動目標として採択されたもの。愛知県で会議が開催されたことから「愛知目標」と呼ばれている。(詳細はp5のコラム参照)

\* 二次的自然環境: 人間活動によってつくられたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のこと。町田市の里山の環境はこれにあたる。

\* SATOYAMAイニシアティブ: 日本の里地里山のような人々が古くから持続的に利用や管理を行ってきた農地や二次林などの二次的自然環境を対象として、生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を目指した取り組みのこと。COP10において日本が提唱した。(詳細はp6のコラム参照)

このように、生物多様性の保全に関する取り組みは、世界レベルでの取り組みから国内での取り組みへと、その機運は高まりをみせており、全国各地で生物多様性地域戦略等の計画策定や実践的な取り組みが進められています。

### 生物多様性に関する社会の動向

- 1993年 「生物多様性条約」の発効
- 1995年 「生物多様性国家戦略」【国】の策定
- 2008年 「生物多様性基本法」【国】の制定
- 2010年 「生物多様性国家戦略 2010」【国】の策定
- 2010年 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催
- 2012年 「生物多様性国家戦略 2012-2020」【国】の策定  
「緑施策の新展開」【東京都】の策定

### 愛知目標

「愛知目標」は、2010年に開催されたCOP10において、2011年以降の新たな世界目標である「生物多様性戦略計画 2011-2020」とともに採択されたものです。生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標は、2050年までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。また、あわせて、短期目標を達成するために20の個別目標を定めています。

「愛知目標」という言葉は正式には、この個別目標を指しています。この中には、市民が生物多様性の大切さを知り、そのための行動を行うことや自然が失われていくことを最大限抑制すること、外来種をなくすこと、貴重な生きものを守ること、自然から得られる様々な恩恵を今後も受けられるようにすることなど、町田市においても、参考にすべき目標が掲げられています。

個別目標については、巻末の「資料編」をご覧ください。

### 「国連生物多様性の10年」

愛知目標の達成に貢献するため、COP10の議長国である日本の提案により、2011年から2020年までの10年間、国際社会のあらゆる主体が連携して生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて取り組むこととされました。これを受け、国内の様々な主体が参画する『国連生物多様性の10年日本委員会(UNDB-J)』が設立され、生物多様性の保全と持続可能な利用を、社会全体に組み込んでいくための活動が開始されています。この活動の中で、UNDB-Jが認定した取り組みについては、「国連生物多様性の10年日本委員会ロゴマーク」が付与されています。



国連生物多様性の10年  
日本委員会ロゴマーク

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章  
資料編

### SATOYAMAイニシアティブと町田市

生物多様性を保全するためには、手付かずの自然環境だけではなく、人の営みとともにつくられた自然環境を守る取り組みも大切です。このことは、国内だけではなく、海外の多くの地域でも必要なこととして考えられています。そこで、人の営みとともにつくられた自然環境を守る取り組みを、世界規模で進めていくものが「SATOYAMAイニシアティブ」と呼ばれるものです。

日本発の「SATOYAMAイニシアティブ」は、国内の各地に里地里山が存在していることが発端となっていますが、図師町や小野路町に残る里山景観も SATOYAMAイニシアティブの発想の原点のひとつとなっています。

環境省の「里なび」のホームページでは、国内の里山保全の取り組み事例の一つとして、「図師小野路歴史環境保全地域」での取り組みが紹介されています。

「図師小野路歴史環境保全地域」では、地元農家が中心となり設立された「町田歴環管理組合」が主体となって、古くから谷戸<sup>やと</sup>\*で行われていた伝統的な農法や植生管理手法をとりまとめてマニュアル化し、東京都からの委託によりこのマニュアルに沿った公有地の植生管理等を行っています。

伝統的な農業や植生管理により、管理が行き届かなくなっていた谷戸景観が復元され、管理前と比較して新たに多くの貴重な種を含む89種の植物が記録されるなど、かつて生育・生息していた生きものが再び姿を現しつつあります。また、このような地元農家による谷戸の伝統的管理と復元された谷戸は、研究者から高い評価を受けています。

参考)環境省ホームページ(里なび)



写真提供) 東京都環境局

\* 谷戸：台地や丘陵地が湧水などの浸食によって刻み込まれた地形。谷戸の多様な自然環境では多くの生きものが生育・生息している。

# 第2章 生物多様性について

生物多様性について理解を深め、その大切さや危機感を市民が共有することは、町田市の貴重な自然環境（生態系）を保全・回復していくための第一歩です。

## 2.1 生物多様性とは

私たち人類（ホモ・サピエンス）はサルからヒトへの進化の中で約40万年～25万年前に現れたとされています。

地球上に生命が誕生したのは約40億年前とされていますので、人類が誕生してからの歴史は、そのごく一部の期間を刻むに過ぎません。

この長い年月の中で、生きものは、気候の急激な変化や大陸の分裂などの環境変化に直面し、絶滅と適応を繰り返し、多様化しながら進化してきています。

現在では、まだ知られていない生きものも含めると地球全体で500万～3,000万種<sup>†</sup>、日本国内で30万種<sup>†</sup>を超えるともいわれるほどの多くの生きものが存在しているといわれています。

このように、多くの生きものが、多様な自然環境に適応しながら存在しているということ、さらに、他の生きものとの間で様々なつながりを持って生きているということを「生物多様性」といいます。

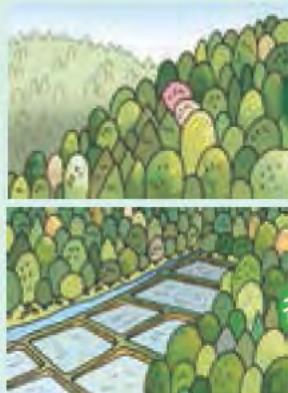
生物多様性は、単に種類の違いだけでなく、生態系や遺伝子の違いもあります。町田市には、山、谷戸、川、まちの中の緑など、様々な生きものの住みかとなっている自然環境（生態系）があります。その生態系には様々な種類の生きものが生育・生息しています。それぞれの生きものは、同じ種類であっても大きさや色など様々な個性（遺伝子の違い）があります。様々なレベルでの違いが、生物の多様さを表しています。

<sup>†</sup> 出典：環境省(2013) 平成25年版 環境白書 循環型社会白書／生物多様性白書

## 生態系の多様性



町田市には、山、谷戸、川、まちの中の緑など、いろいろなタイプの自然があります。



## 種の多様性



山

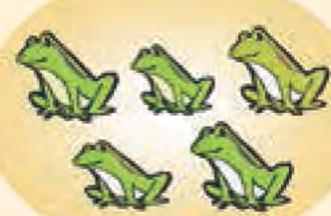
谷戸

川

まちの中の  
緑など

町田市の多様な生態系の中では、いろいろな種類の生きものが生育・生息しています。

## 遺伝子の多様性



同じ種類の生きものでも大きさや色などに様々な個性があります。

生物多様性の3つのレベル

## 2.2 生物多様性の恵み

私たちの暮らしは、食料と水、安全で快適な環境、やすらぎの空間など豊かな自然の恵みによって支えられており、どれもが私たちの生活には欠かせないものです。

地域の自然環境や社会環境の違いにより、自然の恵みと暮らしとの関わり方は様々な姿を見せますが、町田市全域でみた場合は、人々の暮らしを支えてきた里山などにやすらぎの空間が残されていることが、その特徴の一つとなっています。



(参考：環境省自然環境局生物多様性センターホームページ (生態系サービスパネル一覧))

\* 水循環：大気・流域・地下・水域の4つの場における水の移動（循環）のこと。循環には、雨が降り、地面を流れて川や海へ流れ込んだり、地下に染み込んだり、また水蒸気となって雲になるといった自然の水循環、ダムによる貯留と放流、農業用水、生活用水、工業用水など各種用水の河川からの取水と排水、地下水の利用などの人工的な水循環がある。

\* 生態系サービス：生物多様性の恵みのこと。「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」という4つの機能に分類されている。（詳細はp10のコラム参照）



## 生態系サービス

生物多様性の恵みは、「生態系サービス」と呼ばれています。

国連の呼びかけで実施されたミレニアム生態系評価\*では、資源を生み出す「供給サービス」、自然の力で安全で快適な環境をコントロールする「調整サービス」、文化を育みやすらぎの空間を提供する「文化的サービス」、これらのサービスをかたちづくる「基盤サービス」という4つの機能に分類しています。

\* ミレニアム生態系評価：国連の提唱によって、2001年から2005年にかけて行われた生態系に関する大規模な総合評価であり、生態系の変化が人間の生活の豊かさにどのように影響を与えるかを示し、生態系の機能の低下を防ぐための提言を行っている。

## 2.3 生物多様性の危機

近年、人間の活動による影響が主な要因となって、多くの生きものたちが絶滅しています。人間活動を主な原因とする現代の生物の絶滅率\*は、過去と比べ約1,000倍<sup>††</sup>に達していると推定されています。今のままでは、将来はさらにその10倍の10,000倍程度<sup>††</sup>に拡大するとも予測されており、多くの生きものたちが絶滅の危機にさらされています。

日本においても例外ではなく、現在、日本の生物多様性は4つの危機にさらされているといわれています。その要因として①宅地化などによる緑地の減少、②耕作放棄地\*や管理されない里山の増加、③人間による外来種や化学物質の持ち込み、④地球温暖化の進行があげられます。全国的な生きものの減少に伴い、生きものにふれあう機会も減っています。

### 危機その1 開発や乱獲による種の減少・絶滅、生育・生息地の減少

人が生活するためには、街づくりやインフラ整備\*などの開発行為や生きものの採取などを行う必要がありますが、自然の持つ回復力を超えた無秩序な開発、観賞や商業利用のための乱獲や過剰な採取を行うと、生きものの生育・生息環境の悪化や破壊につながることになります。

### 危機その2 里山などの手入れ不足による自然の質の低下

人の手が入らない、ありのままの自然こそ、生きものが生育・生息しやすい環境であるように考えられがちですが、様々な人の働きかけを通じて形成・維持されてきた里山などでは人の手が入らなくなると、生態系のバランスが崩れ、生きものに影響を与えることになります。

### 危機その3 外来種や化学物質の持ち込みによる生態系のかく乱

人為的に持ち込まれた外来種が在来種\*を駆逐・捕食したり、生育・生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的なかく乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。

### 危機その4 地球環境の変化による危機

地球温暖化による影響のことです。平均気温の上昇に伴う環境の変化や異常気象の増加等により、多くの動植物の絶滅リスクが高まるといわれています。また、農業への影響として、地域によっては収量や品質の低下、害虫等の発生量増加等も予測されています。

#### 日本における生物多様性の4つの危機

(参考：環境省ホームページ(生物多様性に迫る危機))

\* 絶滅率：1,000年で1,000種のうち何種の生物が絶滅したか、など単位時間当たりで生物が絶滅する率を表したもの。

\* 耕作放棄地：農林水産省が実施する統計調査(農林業センサス)の定義によると「所有されている農地のうち、過去1年以上作付けされておらず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地」のこと。

\* インフラ整備：道路や橋、上下水道など、人々の生活や産業活動を支える公共施設(インフラ)を整備すること。

\* 在来種：ある地域の環境に適応し、長年生育・生息し続けている生物。外来種の対語として用いられる。

<sup>††</sup>出典：鷺谷いづみ(2010)〈生物多様性〉入門



このまま生物多様性の損失が続くと、自然から得られる恵みの質が低下し、私たち人間の生活にも多大な影響を及ぼすと考えられていますが、このような影響に対しての危機意識が欠けていることも問題視されています。

### 世界の中での日本の生物多様性

日本の生物多様性は、世界の中でどのように見られているのでしょうか。

これを説明するもののひとつとして、生物多様性ホットスポット\*という言葉があります。その地域にのみ生育する種子植物やシダ植物の種類が豊富でありながら、元々あった植生が大きく損なわれている地域のことで、絶滅が危惧されている多くの生きものが生息していることも知られています。2013年現在、世界で35の地域が生物多様性ホットスポットに選定されており、日本列島も含まれています。そのため、国内の生物多様性を保全することは、世界的に見ても非常に重要であると考えることができます。町田市の生物多様性を保全することは、このホットスポットの一部を保全することにつながるのです。



生物多様性ホットスポット

\*ホットスポットの着色は、同一色での類似性を区分するものではなく、指定されている地域を区別するためのものです。

提供：コンサバーション・インターナショナル

\* 生物多様性ホットスポット：“地球上で最高レベルの豊かな生物多様性を擁しているにも関わらず、その豊かな生物多様性が破壊の危機にひんじている地域”のことをいう。1988年に保全生物学者のノーマン・マイヤーズが提唱した言葉であり、その地域に維管束植物の固有種が1,500種以上生育し、高い生物多様性を有する一方で、自然植生が70%以上損なわされていて破壊の危機にひんじている地域を指している。

## 3.1 概要

町田市は、東京都多摩地域の南部に位置し、東西22.3km、南北13.2kmで、面積は71.65km<sup>2</sup>の都市です。市域の北側は、八王子市と多摩市に隣接し、南側は、神奈川県の川崎市、横浜市、大和市、相模原市に隣接しています。



市域には古くから人々が暮らしてきた歴史と文化が残されています。

中世から近世までは、鎌倉街道や神奈川道（現町田街道）に沿って集落が形成され、宿場町として栄えた歴史があり、江戸時代には、養蚕や炭焼などが盛んに行われ、繭、生糸、炭づくりなど、自然の恵みを利用した様々な活動が営まれていました。

明治期以降には、八王子から原町田を経由して横浜に向かう街道（絹の道）が重要な物流ルートとなり、町田（原町田）もその中継地の商都として発展し、昭和期の大規模団地の建設や土地区画整理事業をはじめとする宅地開発を経て、現在も首都圏の中核都市として発展を続けています。

また、町田市は、商業都市、住宅都市として的一面を持つ一方で、都心から30～40kmの位置にありながら、豊かな緑が残されていることや、市内に鶴見川、恩田川、境川等の源流があることが大きな特徴です。これらの緑地や河川では、市民団体等による自然環境の保全活動が活発に行われているほか、大学等の研究活動や事業者の社会貢献の場としての利用も行われています。

## 町田市の特徴

### ●緑豊かな丘陵地

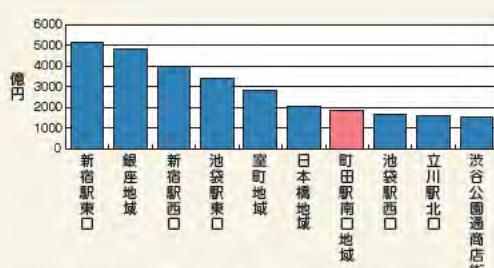
町田市北部の丘陵地域は、里山や田園風景が残り、鶴見川・恩田川・境川の源流があり、緑豊かな自然が息づく首都圏の貴重な資産となっています。



### ●商業都市

町田駅を核とする中心市街地は、百貨店やファッショビルが軒を連ねる商業集積地であり、年間商品販売額は東京都の商業集積地区の中で、第7位となっています（平成19年商業統計調査）。

また、中心市街地を訪れる方のおよそ6割は市外から訪れており（町田市商業集積地来街者意向調査）、周辺地域から多くの人が集まる商業都市として発展しています。



\*町田駅南口地域は、原町田一丁目～六丁目（一部を除く）の商業集積地区  
資料：東京都「商業統計調査報告」

東京都の商業集積地区小売業の年間商品販売額比較

### ●交通の結節点

東名高速道路の横浜町田IC、国道16号線などがあり、物流、交通の要衝を担っています。また市内には、小田急線、JR横浜線、東急田園都市線、京王相模原線が通り、それぞれ東京都心や横浜市の中心部と30～40分でつながっており、交通利便性に優れています。

### ●住宅都市

町田市では、大規模団地の建設や土地区画整理事業などが行われた結果、1960年代後半から1970年代前半にかけて急激に人口が増加しました。その後は、ゆるやかで良好な開発の誘導や緑地の保全にまちづくりの方針を転換し、住み良い環境を備えた住宅都市として発展してきました。現在も人口は増加傾向を示し、平成22年国勢調査でも、5年前と比較した人口増加数は東京都の市部において第1位となっています。

### ●活発な市民活動

町田市では、町内会・自治会などが中心となって数多くの市民活動が行われ、地域特性を活かしたまちづくりや文化を担ってきました。また、多くのNPO法人が設立され、地域の課題の解決に向けて活発に活動しています。

### ●大学・学園都市

市内や隣接地域に多くの大学、短期大学、専門学校などがあることから、町田市には、18歳から20歳の転入者が多いという特性があります。

## 3.2 町田市の生物多様性の特徴と現状及び課題

### 3.2.1 人と自然とのかかわりにより育まれた生物多様性

#### 特徴

町田市は、ほぼ全域が多摩丘陵上に立地しており、北部から南部へと丘陵地、台地、低地と段階的に変化しています。町田市の主に北部に分布する丘陵地には、コナラ、クヌギを中心とした樹林地が広がり、かつては薪炭林\*として人の暮らしの一部・身近な存在として持続的に利用されてきました。

このような丘陵地には、「谷戸」と呼ばれる浅い谷状の地形があります。そこには、樹林地と一体となった耕作地や湿地等が存在し、現在においても、清冽な沢や水路が流れ、多くの生きものの重要な生育・生息環境となっています。

このように、町田市の北部には、都心近郊にありながら、人の営みとともに成立している二次的自然を中心とした地域が残されていますが、住宅地の開発による谷戸や緑地の消失も数多くみられます。

一方、町田市の南部は市街化が進んでおり、北部のような樹林地はほとんどありませんが、公園や緑地にまとまった緑が存在しています。



谷戸の一例

この谷戸は、畑や水田として利用されています。手入れされた雜木林や池と一緒にした自然環境の良好な地域となっています。



出典：町田市景観計画

\* 薪炭林：薪や木炭の原料の生産を行うための森林のこと。

## 現状及び課題

### ●人の利用の減少や開発等に伴う生物多様性の低下

#### 《現状》

- かつては、地形に合わせた土地利用と管理により、里山には二次林、農地、ため池などがモザイク状に広がっていました。しかし、生活の質の変化などにより、現在では、里山の多くが利用・管理されなくなっています。水田が放棄されて乾燥化したり、管理されなくなった竹林が拡大して植生が単調になるなど環境が変化し、その結果、人による利用や管理に適応して生活してきた生きものの生育・生息環境の質が低下しています。また、保水力の低下にもつながり、近年多発している集中豪雨の状況によつては、山崩れが起こりやすくなることも懸念されます。
- 住宅地等に改変される里山が増えており、生きものの生育・生息環境が失われています。特に、生息に複数の環境を必要とする生きものにとっては、里山の改変が一部であったとしても影響を強く受ける場合があります。例えば、水田やため池で産卵して成長すると雑木林で生活するカエル類やトンボ類などは、雑木林が残されたとしても、水田やため池が失われると、生きていけません。
- 市街地の公園や緑地などは、市民が身近に緑を感じられる憩いの場となっています。また、小規模な草地、樹林、池などにすむ生きものの生育・生息環境にもなっています。
- 年々、市内の緑が減少しており、特に樹林地と農耕地の減少が顕著となっています。樹林地については、近年、この傾向は収まりを見せていますが、農耕地は、減少し続けています。

#### 町田市の里山

町田市は、環境省の里地里山の定義を参考に、農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて、形成・維持されている二次林と、それに混在する農地、ため池、草地などで構成される地域のことを里山と考えています。

町田市にはこのような地域が残されている一方で、一部には管理が行き届かなくなった樹林地や耕作放棄地が見られます。本計画では、管理が行き届かなくなった地域についても、手を加えることにより“本来の里山”に蘇る可能性を秘めた地域と考え、里山を構成する要素として「里山」の中に含めてとらえています。

### 《課題》

- ・管理が行き届かなくなった里山などでは、地域の現状に応じて、間伐\*や皆伐\*、草刈、落ち葉かき、水路管理等の措置や、耕作放棄地の対策等を検討、実施することが必要です。また、市民と協働で継続的に取り組むことができる管理の仕組みづくりを進めることも必要です。
- ・市域全体の多様な環境を維持するために、市街地においても、生きものの生育・生息環境として重要な場所を保全していく必要があります。また、市民の理解を深めながら生きものの生育・生息の場としての機能を高めていく必要があります。



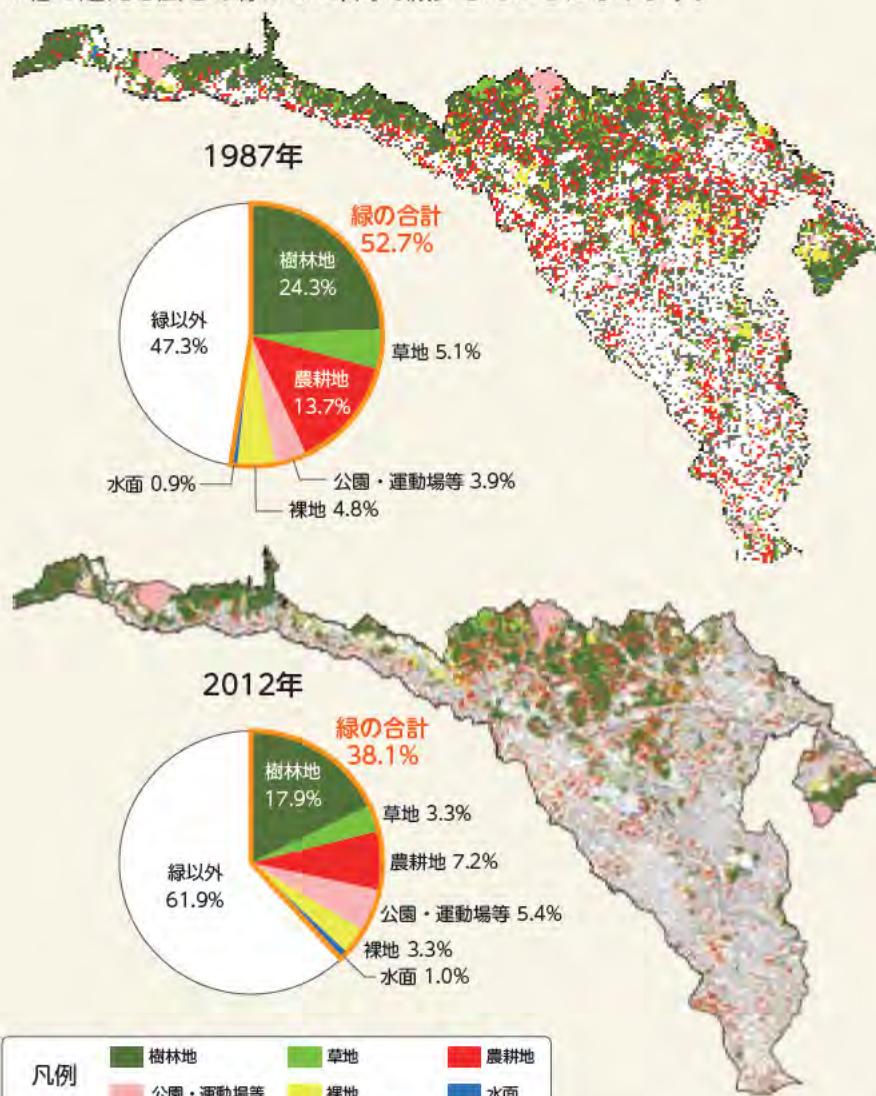
\* 間伐：森林の木材の伐採方法の一つ。樹木の生育を促すために、過密になっている木々の一部を間引く伐採方法。間伐材の利用の有無により、間引くだけの「切り捨て間伐」と製材用に利用する「利用間伐」に区分される。その他の伐採方法の一つに皆伐がある。

\* 皆伐：森林の木材の伐採方法の一つであり、対象となる区画の木材をすべて伐採する方法。その他の伐採方法の一つに間伐がある。

## 町田市における緑の変化

町田市内の緑は、どの程度減少したのでしょうか。

東京都の調査結果によると、1987年度から2012年度までの25年間で樹林地の面積は24.3%から17.9%に、草地が5.1%から3.3%に、農耕地が13.7%から7.2%に減少しています。「町田市緑の基本計画2020」での緑の区分にあわせて、公園・運動場等や裸地、水面も含めた緑の合計で見てみると、市内の緑の面積は、25年間で52.7%から38.1%と約15%減少しています。この減少の程度は面積で約10km<sup>2</sup>であり、東京ドーム敷地面積の200倍を超える広さの緑が25年間で減少したことになります。



※「町田市緑の基本計画2020」では、土地利用現況調査の土地利用区分を基本として、樹林地や草地等の緑の区分を分類しています。上図の緑は、この分類で区分しています。

緑の区分	土地利用現況調査での土地利用区分
樹林地	森林
草地	採草放牧地
農耕地	田、畠、樹園地
公園・運動場等	公園、運動場等
裸地	未利用地等
水面	水面・河川・水路

出典：土地利用現況調査、東京都

### ●陸域における外来種の存在

#### 《現状》

- ・外来生物法<sup>△</sup>で指定されている特定外来生物\*（アレチウリ、オオキンケイギク、アライグマ、ガビチョウ等）や要注意外来生物\*（オオブタクサ、セイタカアワダチソウ、アカボシゴマダラ等）が確認されています。

生物相調査で確認された外来種は、巻末の資料編に掲載しています。

#### 《課題》

- ・市民に対して、外来種を野外に放たないような呼びかけを行うとともに、在来種への影響等についての意識啓発を行うことが必要です。
- ・外来生物法に基づき、外来種対策を進める必要があります。



\* 特定外来生物：人為的に海外から持ち込まれた生きもののうち、生物多様性を脅かすおそれがあるとして、外来生物法により指定されている生きもの。飼育や野外へ放つことなどが禁止されている。

\* 要注意外来生物：人為的に海外から持ち込まれた生きもののうち、外来生物法により指定されてはいないが、生物多様性を脅かすおそれがあるとして環境省が選定している生きもの。

\* 健全な水循環系：流域などでの水の流れとその果たす役割が、人の営みに対しても、また、環境に対しても、バランスよく良好に保たれている状態をいう。

## 町田市における生物多様性の低下

町田市には、人と自然とのかかわりにより生物多様性が育まれてきた歴史がありますが、かつては薪炭林として人々の暮らしの一部・身近な存在として利用されてきた北部丘陵などの樹林地の維持・管理が行き届かなくなり、植生が単調になってきているなど、生物多様性は低下してきています。また、もともとは町田市に生育・生息していなかった外来種も増えてきています。里山などの手入れ不足による自然の質の低下や、外来種については、それぞれ生物多様性の4つの危機の1つにも掲げられており、町田市としても課題としてとらえています。

### ■ 外来種とは ■

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生きもののこと指します。町田市で見られるようになったアライグマは、外来生物法で特定外来生物に指定されている生きもので、もともとは北アメリカに生息しているものです。現在は、市内各所で確認されており、もともと町田市に生息している生きものの捕食や人に感染する病原体の媒介、農作物の食害などが懸念されています。

このような外来種による被害を予防するためには、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」ことを心がけることが大切です。

#### アライグマ(特定外来生物)

- ・体重は4～10kg。
- ・尾を含めた長さは60～100cm。
- ・尾の黒い縞模様(5～7本)が大きな特徴。
- ・指は5本で、細長い。
- ・爪は短く、湾曲しない。



#### ハクビシン(外来種)

- ・尾が長く、体の長さとほぼ同じ
- ・尾を含めた長さは60～100cm。
- ・鼻から後頭にかけて白い帯がある。
- ・指は5本。



#### タヌキ(在来種)

- ・前肢から肩にかけて黒い帯がある。
- ・四肢は黒色。
- ・指は4本で、イヌに似ている。



#### 形態的に類似した種との識別点

引用：特定外来生物同定マニュアル(環境省)

### ■ ハクビシンによる被害 ■

外来種のハクビシンが市内で見かけられるようになり、農作物の被害が問題となっています。ハクビシンは、見た目がタヌキやアライグマに似ているため、間違えられることもあります。ハクビシンによる被害には、農作物の食害の他、家屋侵入(糞尿の排泄)などがあります。

被害を防止する方法として、えさを与えない、家屋への侵入口をふさぐ、強い臭いのするものを散布するなどを、市のホームページで情報発信をしています。このほか、生ごみは外に出さない、ペットの食べ残しを放置しない、屋根に登れるような庭木の枝を剪定する、などがあげられます。

参考：町田市ホームページ(野生鳥獣について)

### 3.2.2 源流部から市街地までの河川環境における生きもの

#### 特徴

町田市は、鶴見川水系と境川水系の流域で、ほぼ全域が占められており、その代表的な河川である鶴見川や恩田川（鶴見川水系）、境川の源流が市内にあります。

源流に近い丘陵部の沢や水路は、流れが清冽であり、良好な水質環境を必要とするヒガシシマドジョウやスナヤツメ等の貴重な生きものが生息する水辺となっています。

一方、市街地を流れる河川でも、オイカワやコイ、アブラハヤのほかに、良好な水質環境を必要とするホトケドジョウが確認されています。

また、ゲンジボタルやハイケボタルなどのホタル類、ハグロトンボやアサヒナカワトンボなどのトンボ類などが確認されています。市内には、これらの生きものをはじめとして、水辺のエコトーン\*と呼ばれる水際域を必要とする生きものが生育・生息しています。



\* 水辺のエコトーン：エコトーンは移行帯とも呼ばれ、水辺では水域と陸域の境界になる水際のことであり、様々な生物が生育・生息している。

## 現状及び課題

### ● 水域における貴重な生きものの確認

#### 《現状》

- ・湧水起源の流れのゆるやかな砂泥底の細流を好む生きものが確認されています。また、この環境を好むホトケドジョウについては、境川や鶴見川上流部での繁殖が確認されています。
- ・鶴見川では、アユやウナギ、モクズガニなど海から遡上してくる生きものが確認されています。

#### 《課題》

- ・良好な水質や水際植生、砂泥の河床環境を好む生きものを確認している場所については、特にその環境に配慮することが必要です。例えば、ホトケドジョウの当歳魚\*が確認されている上流域は、水質悪化や地下水や湧水の分断等の回避、水際の植生の保全等が必要です。
- ・町田市が河川上流部に位置する点を踏まえ、下流部への影響を低減する取り組みを進めることが必要です。
- ・海と河川との連続性を保つために、生きものの生息域の分断を避けるための配慮が必要です。また、この連続性を保つために、将来的には流域の他自治体と連携した取り組みを進めることができます。
- ・エコトーンを必要とするホタル類やトンボ類などの生息環境を保全するために、水路改修時等に、水際の植生などの水辺環境への配慮が必要です。
- ・河川環境を豊かにしている河床材料等の環境要素を保全することが必要です。
- ・町田市の河川は、源流から市街地まで、多様な沿川環境の中を流れています。そのため、「生きものの生育・生息の場」の他、「人が自然とふれあうことができる場」としての役割も担っていることから、水辺と親しめる機会を増やしていく必要があります。

### ● 水域における外来種の存在

#### 《現状》

- ・特定外来生物（オオクチバス）や要注意外来生物（アカミミガメ、アメリカザリガニ）が確認されています。

#### 《課題》

- ・市民に対して、外来種を野外に放たないような呼びかけを行うとともに、在来種への影響等についての意識啓発を行うことが必要です。
- ・外来生物法に基づき、外来種対策を進める必要があります。

\* 当歳魚：ふ化してから一年未満の魚のことであり、確認された場合は産卵場所が周辺に存在することがわかる。

### 3.2.3 広域的な緑のつながりを必要とする生きもの

#### 特徴

丘陵部を中心とするまとまりのある樹林地は、関東山地から南東に向かって三浦丘陵へと続く広大な緑のネットワーク\*の一部となっています。猛禽類\*等が生息していくには、まとまりのある樹林地が必要であるため、緑が連続していることが重要です。

#### 緑のネットワークとは

まとまった緑は、生きものが餌を探る場所、繁殖する場所、また、隠れる場所や移動する場所として、重要な役割を担っています。また、生きものが生息域を拡大するために移動したり、その地域の生物多様性を保全するためには、まとまった緑の連続性を維持することが大切と考えられています。

このような緑のつながりが、緑のネットワークと呼ばれるものです。

町田市には多くの種類の生きものが生息しており、樹林地を必要とする猛禽類や樹林間を移動するムササビなど、行動範囲の広い生きものも生息していますので、これらの生きものを守っていくためには、まとまった緑を残し、それぞれの緑に連続性を持たせることが必要です。

また、緑のネットワークは生物多様性の確保だけではなく、都市化が進む首都圏にあっては防災や治水、温室効果ガスの吸収など、住みやすい都市づくりに必要な様々な役割を担っています。

「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」では、多摩・三浦丘陵を抱える町田市を含む13自治体が連携し、市民・企業・行政の協働によって重要な緑と水景の保全・再生・創出・活用していくことを目的とした取り組みが進められています。



多摩丘陵の広域的な緑のつながり

出典：町田市緑の基本計画2020

\* 緑のネットワーク：まとまった緑が存在し、かつ、それぞれの緑が連続して、つながりをもっていること。生物多様性の保全において重要であるとされている。

\* 猛禽類：狩りをするために、よく見える目と、鋭い爪とくちばし、そして強くて丈夫な脚を持った鳥の仲間をいう。猛禽類はタカ、フクロウ、ハヤブサの仲間に分けられ、タカやハヤブサの仲間は主に昼に行動し、フクロウの仲間は主に夜に行動する。いずれも、生態系の頂点に位置する。町田市には、オオタカやサシバ、フクロウ等の猛禽類が生息している。

## 現状及び課題

### ● 緑の連続性の分断化

#### 《現状》

- ・まとまった樹林地を必要とするキツネやニホンアナグマ、ムササビ、猛禽類等が生息しており、特に丘陵部は、広域的な視点で見た場合、関東山地から三浦丘陵にいたる大きな緑の連続性を形成する上で重要な位置づけにあります。しかし、その一部では、土地利用の変化により、周辺樹林地との緑の連続性が途切れている地域が存在しています。
- ・この大きな緑の連続性を維持する上で、市街地における公園や斜面等の比較的まとまった緑のある環境が重要となっています。

#### 《課題》

- ・緑の連続性を維持・担保するために、良好な自然環境が残されているにも関わらず、現時点では保全の担保がない地域については、市内の緑の核となる地域として保全するための方策を検討することが必要です。
- ・市街地の緑は、保全するとともに、その機能や存在意義が後世に引き継がれるよう、自然体験の場としての活用を検討することが必要です。

### ● 広域的な視点でみた町田市の生物多様性の重要性の発信

#### 《現状》

- ・東京都保全地域\*や都立公園等が複数存在しており、広域的な視点で見た場合に町田市は、生きものの生育・生息環境として重要な拠点の一つであると考えられます。
- ・東京都グリーンシップアクション\*の活動場所が市内にあります。2013年度は、「図師小野路歴史環境保全地域」と「七国山緑地保全地域」で事業者が環境保全型農業(稻作)体験や下草刈り、間伐等を行っています。

#### 《課題》

- ・広域的な位置づけから、生きものの生育・生息環境として、町田市が重要であることを踏まえて、将来的には東京都や周辺自治体と連携した取り組みを進めることができます。
- ・広域的な視点での町田市の生物多様性の重要性を市内外にアピールし、市内外の住民や事業者による町田市の自然環境の保全、持続可能な利用を進めることができます。

\* 東京都保全地域：「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全するため指定されている地域。町田市では緑地保全地域と歴史環境保全地域が指定されている。  
 \* 緑地保全地域：樹林地、水辺地等が単独で、又は一体となって自然を形成している市街地近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域。  
 \* 歴史環境保全地域：歴史的遺産と一体となった自然の存する地域で、その歴史的遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域。

\* 東京都グリーンシップアクション：東京都が、2003年度から都内にある49地域の「保全地域」のうち、いくつかの地域で企業・NPO等と連携した自然環境保全活動を実施し、これらの地域を企業の社会貢献活動の場として活用している。

### 3.2.4 歴史・文化を支えてきた生物多様性の恵み

#### 特徴

町田市の長い歴史を見てみると、約23,000年前の旧石器時代から縄文・弥生時代にかけて遺跡が約1,000ヶ所確認されており、特に縄文時代の遺跡が多く、貴重な遺物なども数多く出土しています。このことから、町田市は、大昔から豊かな自然の恵みを受け、住みやすい地域であったことがうかがえます。

中世に入ると、武蔵の国の政治の中心地（国府）であった府中と鎌倉幕府のおかれた鎌倉を結ぶ道がつくられました。鎌倉と諸国を結ぶ道が数多くある中で、府中と鎌倉を結ぶかまくら道は、「上道」といい最も重要な道であり、小野路、野津田、本町田、原町田、金森、鶴間を通るルートと本町田、南大谷、成瀬、小川、鶴間を通るルートがありました。かまくら道は丘陵の尾根をぬけているため、市内には、その面影をとどめている場所が何ヶ所か残されています。また、宿場であった小野路町には、甲州街道の宿場である布田五宿に通じる布田道が幕末当時に近い形態で残されています。

幕末以降、多摩丘陵の村々では、雑木林での炭焼きが盛んに行われました。小野路近辺の炭は、「黒川炭」のブランド名で出荷され、布田道を通って布田宿まで運ばれ、多摩川を小舟で羽田まで下り、大きな舟に積み替えられて江戸に運ばれました。江戸の町では一年中愛用されていたといわれています。また、現在も名産品に利用されている柿の「禅寺丸」も、江戸に運ばれていました。

さらに、幕末から明治時代にかけて、絹糸・絹製品が集まる八王子と横浜港を結ぶ「絹の道」（浜街道）が整備されると、市域の畠に桑が多く植えられ、養蚕を現金収入とする産業が生まれ、戦前まで盛んに行われました。

このように、町田市の歴史・文化は、生物多様性から得られる恵みに支えられ育まれてきました。現在、これらの産業を支えてきた絹の道や布田道等の街道は、多摩丘陵を歩きながら遺跡や石碑などを見ることができる「フットパス\*」のコースとしても活用されています。

原町田の「絹の道」碑



幕末に横浜港が開港すると、原町田は「絹の道」の宿場として栄え、生糸や繭を売買する商人が多くいましたが、1908年に横浜線（八王子～東神奈川）が開通し、これにより、「絹の道」の使命は終わりました。

この頃の原町田周辺は一面に桑畠が広がり、養蚕業と農業を兼業している農家が多くいたといわれています。

\* フットパス：イギリスを発祥とする「森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からある風景を楽しみながら歩くこと (Foot) ができる小径(Path)」のこと。



## 現状及び課題

### ●生活形態の変化による生物多様性との関係性の希薄化

#### 《現状》

- ・養蚕や薪炭づくりを行う農家は、ごくわずかとなっています。
- ・絹の道や布田道等の街道や神社・仏閣、歴史的遺産は、周辺の豊かな自然環境と一体となって残されており、図師町から小野路町にまたがる区域は、東京都の歴史環境保全地域に指定されています。
- ・街道の拡幅工事等により沿道の樹林等が失われています。

#### 《課題》

- ・町田市の生物多様性の大切さを共有していくためには、生物多様性が歴史・文化と深い関係にあることや、現在の暮らしにおいても生物多様性の恵みに支えられていることを市民に普及啓発することが必要です。
- ・歴史的文化的環境とともに生物多様性を保全し、それを身近に感じられる環境づくりを進めることができます。

#### 人々の暮らしを支えてきた生物多様性の恵み

私たちの身近な暮らしも、生物多様性の恵みによって支えられてきました。

日本の家屋で見てみると、土台には腐りにくいクリ、柱は加工のしやすいスギ・ヒノキ、床板は広葉樹、梁にケヤキ、土壁にタケや稻わら、屋根はタケやカヤ（ススキ等）、下駄や籠<sup>きんぐ</sup>はキリ、農具の柄にはカシ、表面のコーティングはウルシなど、様々な材料が目的に応じて使われてきました。

一方、食生活の中では、田畠で栽培する作物の他、副菜としての山野草や薬草、イナゴ、タニシ、カエル、魚、鳥獣なども、食材として利用され人々の生活を支えてきました。

### 3.2.5 生物多様性の保全に関する活動や取り組み

#### 特徴

市内の各地において、生物多様性の保全に関する活動が進められています。

丘陵部では市民や市民団体による植樹会や里山の管理が行われ、その普及啓発活動も実施されています。また、子どもたちを対象にした取り組みとして、生物多様性に育まれた歴史・文化を継承するための活動も進められています。専門家の指導のもとで継続的に実施されている市民等の調査活動などでは、生きものに関する貴重なデータも蓄積されています。

#### 鶴見川 源流保水の森 保全活動

鶴見川の源流域には、水源の豊かな緑と水辺のもとに多様な生きものが生育・生息する里山が広がっています。この地域を「源流保水の森」と名づけ、2005年度よりNPOと町田市が自然資源を保全する活動を進めています。整備作業、自然環境学習会、ボランティア活動体験セミナー、「森をつくろう」植樹会など様々な活動を行っています。

自然環境学習会では、子どもたちに、「どんぐり」を題材にし、生きものの不思議や豊かな自然に恵まれている自分たちのふるさとを大切にする心を育む体験学習を行っています。小山田小学校では、3年生の時に「どんぐり」を植え、子どもたちと共に大きく育った「ワヌギの苗木」を、6年生の時に植樹して森の保全を行っています。



自然環境学習会(どんぐり植え・小山田小3年生)

どんぐりの苗木の植樹

参考：町田市ホームページ(鶴見川 源流保水の森 保全活動の紹介)

#### 境川上流部での自然体験活動

境川の源流は、町田市の西端に位置している草戸山(標高364m)の山中から流れ出しています。その麓にある「大地沢青少年センター」では、豊かな自然環境の中で、様々な野外活動を楽しむことができます。当センターでは、市内に在住・在学している小学4年生から6年生を対象として、春と夏に「子どもキャンプ」を開催しています。キャンプ中には、敷地内を流れる境川と池で、あみやペットボトルでつくった仕掛けを使って、サワガニやヤゴ、ホトケドジョウなどを採集して観察したり、講師の大学生が、境川上流で見ることができる生きものについての説明を行っています。



大地沢青少年センターの「子どもキャンプ」

参考：町田市ホームページ(大沢地青少年センター)

## 現状及び課題

### ●生物多様性保全活動の情報を共有する機会の不足

#### 《現状》

- 市内では様々な主体により生物多様性の保全に関する活動が行われていますが、取り組みを広く紹介する機会は少なく、保全活動を行いたい市民が情報を得にくい状況です。また、活動主体同士の情報交換や交流の場が不足しています。

#### 《課題》

- 生物多様性の保全に関する取り組みを広く紹介することで、活動意欲の維持・向上や、新たな担い手の発掘などにつなげていくことが必要です。
- 生物多様性の保全に関わる主体間での情報共有や交流の場を設けることなどにより、多様な主体の協働により取り組みを推進していく機運を高めていくことが必要です。

### ●生きものや自然に関する資料・情報の未整理・未活用

#### 《現状》

- 生物多様性に関する文献や資料等が市内には多く存在するものの、整理と活用が不十分な状況です。
- 生きものや自然環境に対する市民の関心は比較的高いものの、生きものや自然環境に関する市の情報発信（ホームページや広報紙等）について知っている市民は半数に満たない状況です。
- 生きものや自然環境の保全活動の参加にあたっては、活動に関しての情報提供が望まれています。

#### 《課題》

- 多様な主体が所有している生きものや自然に関する資料・情報を収集し、生物多様性の保全や資料・情報の発信に活かしていく必要があります。
- 生きものや自然環境、市民活動の情報などを、多くの市民にわかりやすく発信していくことで、市民の意識向上や参加促進につなげていく必要があります。

### ●生きものや自然とふれあう機会の減少

#### 《現状》

- ・都市化の進展等により、市民が日常的に自然にふれあえる機会は減少している状況にあります。
- ・町田市内の生きものとのふれあいに満足している人の割合は、半数に満たない状況です。
- ・生きものや自然環境の保全活動への参加については、実際に参加経験のある人は少数にとどまっているものの、今後の参加に対しては一定のニーズがあり、特に、「自然観察会」に参加したい市民の割合は約4割となっています。
- ・生きものや自然環境の保全活動の参加にあたっては、参加しやすいプログラムやイベントの開催が望まれています。

#### 《課題》

- ・生きものや自然にふれあえる環境づくりや、市民のニーズをとらえたプログラムの提供、イベント開催等を通じて、市民意識の向上につなげていくことが必要です。

### ●子どもの頃から生きものや自然にふれあう機会の重視

#### 《現状》

- ・市民は、「子どもの頃から生きものや自然環境に興味を持つことの大切さ」を重視しています。

#### 《課題》

- ・生物多様性について自ら考え、行動する子どもたちを育てていく必要があります。
- ・将来の町田市を担う子どもたちを育てていくため、生きものや自然とのふれあいの中でいちのちの大切さや自然の仕組みを理解し、生物多様性の恵みを体験する機会を増やす必要があります。
- ・学校や地域が一緒になって生物多様性保全に取り組んでいく必要があります。

### 3.3 現状と課題を踏まえた今後の方向性

町田市の生物多様性の現状と課題を踏まえた、町田市における生物多様性の保全の今後の方針は以下のとおりです。ここで示している事項の優先順位を見きわめた上で、取り組みを進めていくこととします。

特徴	現状及び課題	今後の方向性
人と自然とのかかわりにより生物多様性が育まれている	<ul style="list-style-type: none"> <li>人が自然を利用する機会の減少や開発等に伴う生物多様性の低下</li> <li>市内の緑の減少</li> <li>陸域における外来種の存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民協働の視点を踏まえた維持管理の仕組みづくり</li> <li>市街地におけるまとまった緑の確保</li> <li>外来生物法に基づく外来種対策の実施</li> </ul>
源流部から市街地までの河川環境において様々な生きものが存在している	<ul style="list-style-type: none"> <li>水域における貴重な生きものの確認</li> <li>水域における外来種の存在</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>貴重な生きものが生育・生息可能な良好な河川環境の保全</li> <li>生きものの生息域の分断を避けるための配慮</li> <li>エコトーン等の水辺環境保全の配慮</li> <li>流域の他自治体との情報交換・連携</li> <li>水辺に親しめる機会の提供</li> <li>外来生物法に基づく外来種対策の実施</li> </ul>
広域的な緑のつながりを必要とする生きものが存在している	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の連続性の分断化</li> <li>広域的な視点でみた町田市の生物多様性の重要性の発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑の連続性を担保するための方策検討</li> <li>市街地における公園や斜面の保全</li> <li>東京都や周辺自治体との情報交換・連携</li> <li>市内外の市民や事業者の自然環境保全活動や持続可能な利用の促進</li> </ul>
生物多様性の恵みが歴史・文化を支えてきている	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活形態の変化による生物多様性との関係性の希薄化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性の恵みの大切さに関する普及啓発</li> <li>生物多様性の恵みを身近に感じられる環境づくり</li> </ul>
生物多様性の保全に関する活動や取り組みが盛んに行われている	<ul style="list-style-type: none"> <li>生物多様性保全活動の情報を共有する機会の不足</li> <li>生きものや自然に関する資料・情報の未整理・未活用</li> <li>生きものや自然とふれあう機会の減少</li> <li>子どもの頃から生きものや自然にふれあう機会の重視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な主体の情報交換や交流を行う場の創出</li> <li>生物多様性の資料・情報の一元的な収集と発信を行う仕組みづくり</li> <li>生きものや自然とふれあう機会の提供</li> <li>子どもの頃から生きものや自然とふれあう機会の提供</li> </ul>

# 第4章 計画の基本的な事項

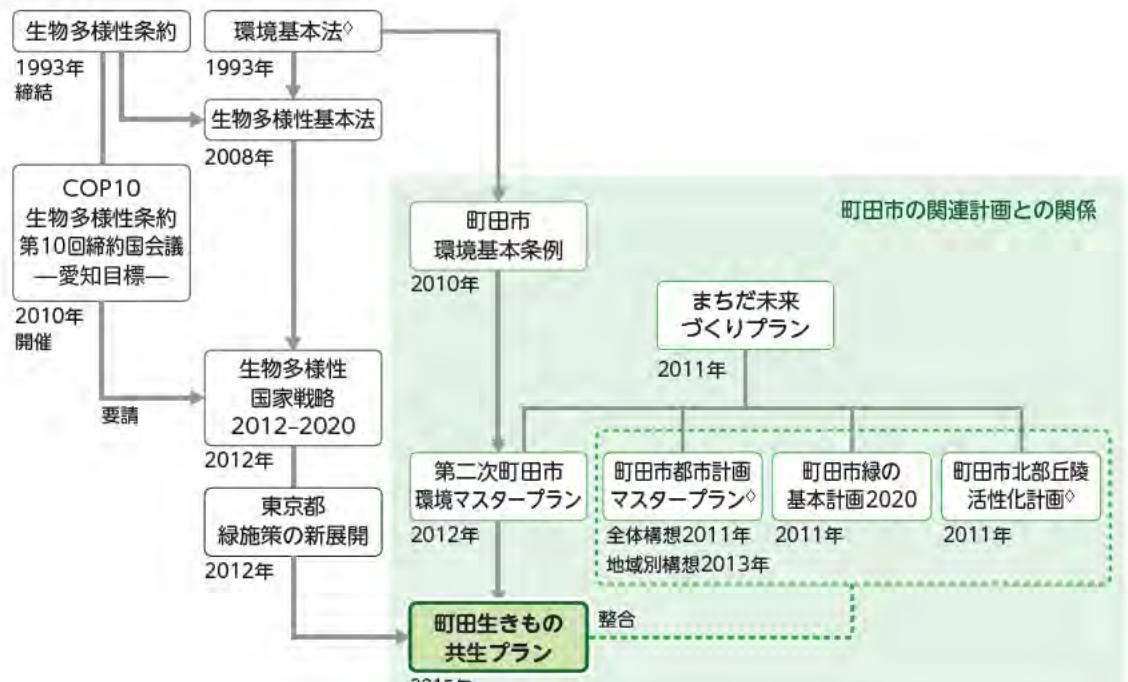
## 4.1 計画の目的

本計画は、将来にわたって、生きものとともに人々が豊かに暮らしていくことができると指し、市民・事業者・行政の協働により、生きものやその生育・生息環境を守ることと持続可能な利用を進めていくことを目的とします。

## 4.2 計画の位置づけ

本計画は、「町田市環境基本条例<sup>△</sup>」に基づき策定した「第二次町田市環境マスター プラン」を上位計画とし、町田市において策定されている「町田市緑の基本計画2020」などの個別の関連計画との整合を図りつつ推進するものとします。

また、COP10（生物多様性条約第10回締約国会議）で採択された「愛知目標」や2012年に策定された「生物多様性国家戦略2012-2020」等を念頭に置きながら推進するものとします。



## 4.3 計画の対象とする区域

本計画の対象とする区域は、町田市全域とします。

## 4.4 計画の対象とする期間

本計画の対象とする期間は2015年度から2021年度までの7年間とします。

本計画の目標最終年度は、上位計画である「第二次町田市環境マスタープラン」の計画期間最終年度が2021年度であるため、また、「愛知目標」と「生物多様性国家戦略2012-2020」の取り組み結果の最終評価が2020年までに行われることを想定し、2021年度とします。

また、計画の進捗状況の管理と計画の改定に向けた見直しは、「第二次町田市環境マスタープラン」と一体的に行うものとします。



# 第5章 目指す将来の姿と目標

## 5.1 将来像

本計画は、「第3章 町田市の生物多様性の特徴と現状及び課題」を踏まえ、生物多様性の保全と持続可能な利用を進める上での「将来像」を以下のように示します。川の源流から里山や街まで、様々な環境に様々なちが織りなして輝いている豊かな町田をあらわしています。

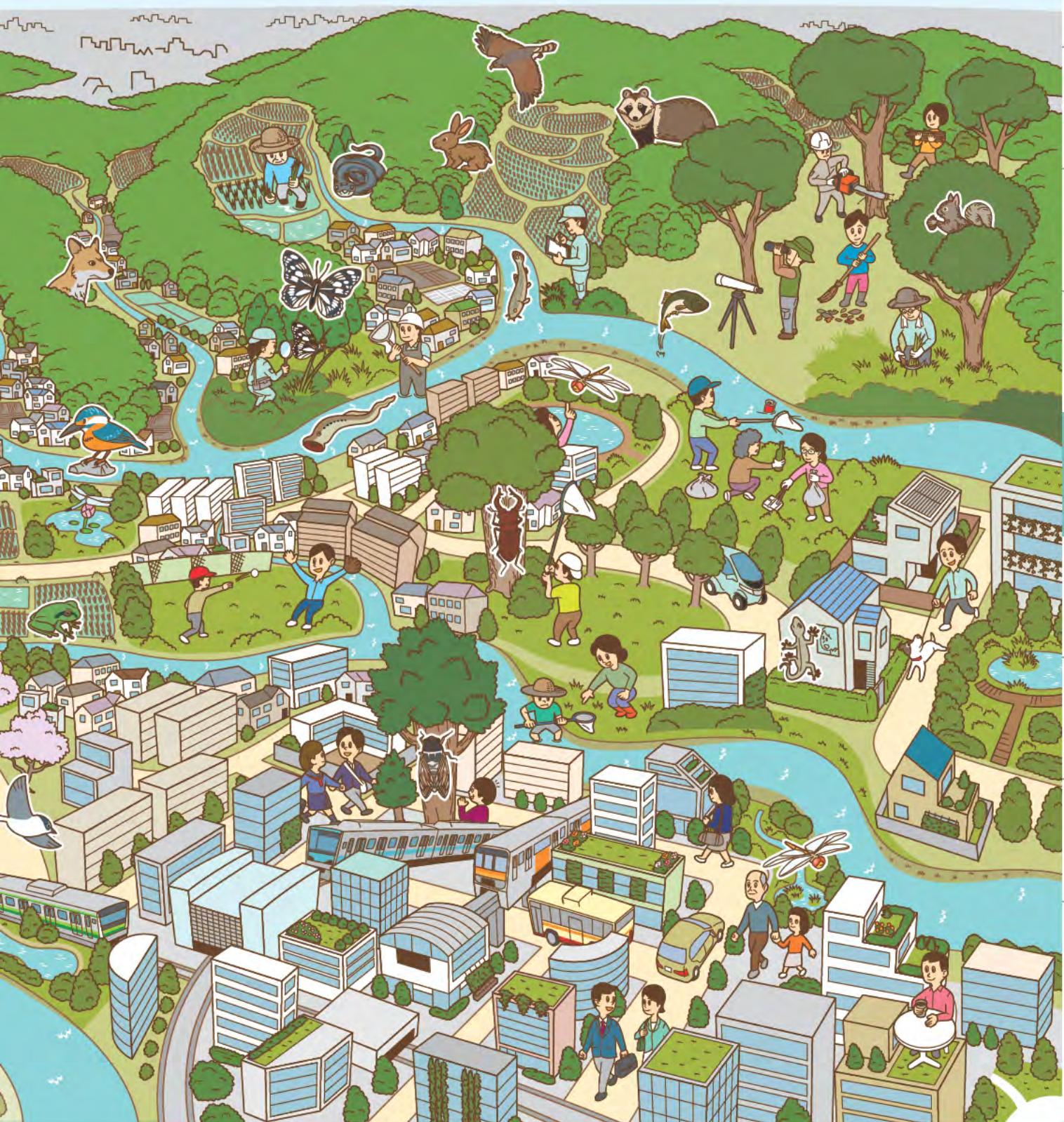
この「将来像」の達成は計画の中長期目標と位置づけ、目標達成年は2050年とします。

2050年の町田市は、源流から里山までの自然とその恵みにより育まれてきたまちが、自然と調和をもって共生しており、水と緑の広域的な連続性が確保されています。この多様な環境の中には、様々な生きものが生育・生息する環境が良好に維持されています。また、生物多様性の重要性を皆が認識することで、多様な主体による生物多様性の保全活動の輪が広がっています。さらに、生きものから得られる恵みを皆が公平に享受しつつ、人と生きものとの共存・共栄を将来世代へ継承する仕組みが出来ており、持続可能な未来に続く明るい地域社会となっています。

### 将来像



# “源流から里山、街が織りなす いのち輝く町田”



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

## 5.2 目標

将来像の達成を目指し、以下の4つの基本方針を掲げました。

基本方針は、「意識高揚」、「人材育成」、「協働・連携」の3つの基本方針から成る基盤的取り組みと、「保全と持続可能な利用」の基本方針から成る実践的取り組みの大きく2つに区分します。

生きものやその生育・生息環境を守るために、少しでも多くの市民が生きものや自然に親しみを感じ、生物多様性保全の必要性を理解することが必要です。生きものを身近に感じられる市民が増えることにより、生きものの生育・生息環境を守ろうという意識が高まり、保全活動の活性化につながります。

このように市民の意識高揚や保全活動につながる取り組みを「基盤的取り組み」とし、本計画期間である2015年度から2021年度までは、この「基盤的取り組み」を特に重視して取り組んでいきます。そして、保全のための基盤をつくり、少しづつ、保全と持続可能な利用に関する「実践的取り組み」の割合を高めていきます。

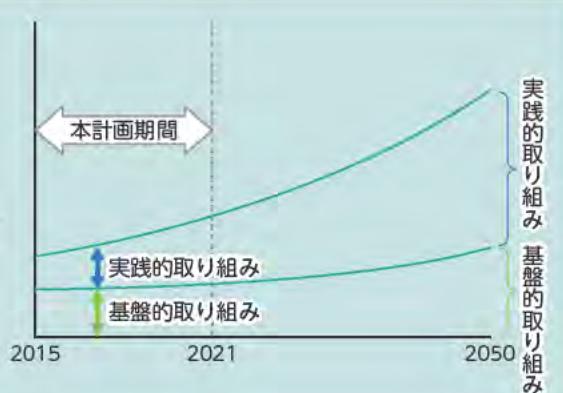
### 4つの基本方針

#### 【基盤的取り組み】

- ・基本方針1：意識高揚～理解する～
- ・基本方針2：人材育成～育つ～
- ・基本方針3：協働・連携～つながる～

#### 【実践的取り組み】

- ・基本方針4：保全と持続可能な利用～守る・活用する～



この4つの基本方針に沿った目標を次のとおり設定します。

### 4つの目標

- 町田市の生きものや自然に関心をもち、町田市の魅力の一つととらえ、生きものや自然に親しみと愛着を持つ市民・子ども・事業者を増やします
- 生物多様性の維持・向上に関わる知識を持って保全を行う人材を育てます
- 多様な主体の協働・連携により、町田市の生きものやその生育・生息環境を守ります
- 町田市の生きものやその生育・生息環境を守り、生物多様性の恵みを継続的に利用する仕組みを構築します



**基本方針1の目標：町田市の生きものや自然に関心をもち、町田市の魅力の一つととらえ、生きものや自然に親しみと愛着を持つ市民・子ども・事業者を増やします**

人と自然とのかかわりにより形成された多様な環境を有する町田市の特徴を肌で感じ、それを魅力としてとらえてもらうことで、町田市の生きものや自然に親しみや愛着を持つ市民、事業者、とりわけ将来世代を担う子どもを増やすことを目標として掲げます。また、行政においても、市の職員の知識の向上を図ります。

**基本方針2の目標：生物多様性の維持・向上に関する知識を持って保全を行う人材を育てます**

町田市の歴史・文化や自然などの知識や技術を有し、周囲に発信しながら保全に取り組んでいける人材を育成していくことを目標として掲げます。

**基本方針3の目標：多様な主体の協働・連携により、町田市の生きものやその生育・生息環境を守ります**

行政のみならず、市民、大学、事業者等の各主体との協働・連携を深めていくことを目標として掲げます。

**基本方針4の目標：町田市の生きものやその生育・生息環境を守り、生物多様性の恵みを継続的に利用する仕組みを構築します**

●まとまった緑や多様な自然を有する環境を維持することにより、多様な生きものの生育・生息を図ります

丘陵部の樹林地、谷戸の水田など、猛禽類等多様な生きものの生育・生息環境となっているまとまった緑を有する環境を保全していくとともに、そうした環境と親しむ機会を増やしていくことを目標として掲げます。

●市街地の中でまとまった緑を有する環境は、生きものの目線に立った管理に努めます

公園・緑地など市街地の中でまとまった緑を有する環境を保全し、また、生きものの生育・生息環境に配慮した管理を進めることで、生きものの重要な生育・生息地を確保し、町田市全域を緑のネットワークでつないでいくことを目標として掲げます。

●河川源流部と市内を流れる河川環境は、水域の生きものの生育・生息環境として保全に努めます

鶴見川、恩田川、境川等市内を流れる河川の環境を保全し、水辺の生きものの生育・生息環境を維持・向上させていくことを目標として掲げます。

## 6.1 施策の体系

将来像達成のための基本方針とそれに沿った目標のもと、施策を定めます。また、施策を横断的に推進する重点プロジェクトとその指標を設定します。



## 重点プロジェクト

①生物多様性情報拠点（生物多様性センター）  
機能の構築・充実  
町田市の生物多様性の取り組みの検討の場、情報や資料の収集・発信の拠点をつくります。

### 指標

- ▶ 市民アンケート調査結果による生きものに关心のある市民の割合  
・達成目標：40.0%  
(2013年度31.3%)

②多様な主体の交流の場づくり

多様な主体の交流の場である「(仮称)生物多様性フォーラム」を定期的に開催します。

### 指標

- ▶ 多様な主体の交流の場の提供回数  
・達成目標：6回（累計）

③里山の生物資源利用促進の取り組みの推進  
手入れがされなくなって植生が単調になった雑木林の手入れを行いやすくするため、伐採木等の利用方法を考えていきます。また、里山の保全や手入れなどを行っている市民などと協働して実施できる取り組みを検討し、実施します。

### 指標

- ▶ 里山の生物資源利用促進の取り組みの実施  
・達成目標：取り組みの推進

④市民協働による生きもの調査の実施

多くの方に生きものの調査に参加していただき、市内の生きものの状況を知る機会をつくります。

### 指標

- ▶ 市民協働による生きもの調査への参加者数  
・達成目標：3500人（累計）  
(2013年度99人)

⑤ビオトープ作庭イベントの開催

まちぐるみでビオトープを作庭し、イベントを開催します。

### 指標

- ▶ イベント参加主体数  
・達成目標：50

## 施 策

1-1 生物多様性に関する意識啓発

- ①市民向けの情報発信
- ②事業者向けの情報発信
- ③生物多様性に関する資料・情報の収集・発信の仕組みづくり
- ④各種イベントの開催

1-2 学びの場づくり

- ①子ども向けプログラムの実施
- ②学校における取り組みの推進
- ③地域における取り組みの推進

2-1 地域における人材の発掘と育成

- ①市民活動の担い手の発掘と育成
- ②農業の担い手育成

3-1 市民と連携した取り組みの推進

- ①市民協働の取り組みの推進
- ②市民活動の支援
- ③市民との協働・連携の仕組みづくり

3-2 大学や事業者との連携の仕組みづくり

- ①大学や事業者と連携した取り組みの推進

4-1 まとまりのある緑や多様な自然の保全

- ①里山環境の保全・再生

4-2 水辺環境の保全

- ①河川・水路の良好な水質の保全
- ②河川・水路の改修における生物多様性への配慮

4-3 生きものに配慮したまちづくり事業の推進

- ①公園・緑地における取り組みの推進
- ②道路における取り組みの推進
- ③開発事業における生きものや自然への配慮の検討

4-4 生きものの生育・生息状況の継続的な把握

- ①生きものの現状把握

4-5 外来種等による被害の防止

- ①外来種に関する情報発信
- ②外来種の防除

4-6 生きものや自然に親しめる場づくり

- ①生きものや自然に親しめるイベントの実施
- ②生きものや自然にふれあえる場づくり

4-7 農地の活用

- ①農業の活性化支援
- ②生きものや自然にやさしい農業の推進
- ③耕作放棄地の活用

4-8 生物資源の利用等の推進

- ①生物資源の利用の推進

## 6.2 施策と具体的な取り組み

目標を実現するための施策と具体的な取り組みを以下に示します。

### 6.2.1 施策

#### 基本方針1：意識高揚～理解する～

**目標：**町田市の生きものや自然に関心をもち、町田市の魅力の一つととらえ、

生きものや自然に親しみと愛着を持つ市民・子ども・事業者を増やします

《目標を達成した時の状態》

身近な生きものや自然に関心を持ち、自然観察会や講習会に参加している市民が増えています。生物多様性を考える機会が多くなることで、生物多様性の重要性に気づき、保全活動に参加する市民が増えています。また、身近な自然で遊び、生きものとふれあう子どもが増えています。

#### 施策1-1 生物多様性に関する意識啓発

町田市で「生物多様性」を守っていく大切さを理解している市民が増えるよう、様々な取り組みを通じて市民や事業者に対する生物多様性に関する情報を発信します。また、生きものや自然に関心をもつ市民・子ども・事業者を増やすため、生物多様性に関する様々なイベント等を実施します。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

##### ■ 1-1-① 市民向けの情報発信

町田市の生物多様性や自然、外来種、歴史・文化等に係る情報を、市民向けにわかりやすく発信し、意識啓発を進めます。

・**具体的な取り組み**

★忠生がにやら自然館や小野路宿里山交流館等を活用した情報発信

(環境・自然共生課、公園緑地課、産業観光課)

★町田市の生物多様性に関する情報の普及啓発資料の作成

(環境・自然共生課、関係各課)

★イベント等における自然に育まれた歴史や文化に関する情報の発信(関係各課)

・外来種の飼育に関する情報の発信(環境・自然共生課)

★外来種の取り扱い・ルールに関する情報の発信(環境・自然共生課)

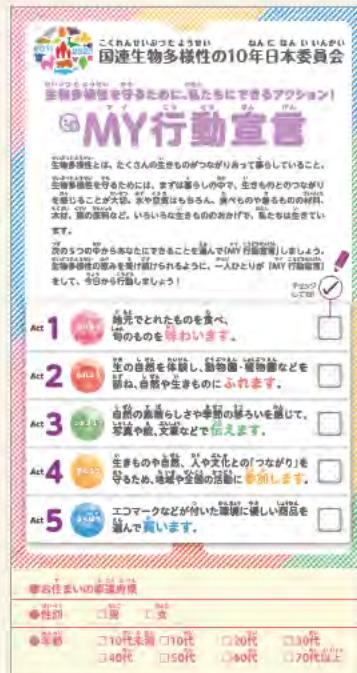
★登録文化財制度による市内の生きものの情報発信(生涯学習総務課)

**MY行動宣言**

私たちちは、たくさんの生きものと繋がり、支えられ、生物多様性の恵みを受けながら暮らしています。一人ひとりが生物多様性との関わりを日常の暮らしの中でとらえ、実感し、身近なところから行動することが、生物多様性を守るために第一歩になります。

「国連生物多様性の10年委員会(UNDB-J)」では、生物多様性の恵みを受け続けられるよう、次の5つの中からできることを選んで、一人ひとりが「MY行動宣言」として宣言し、暮らしの中で生物多様性を守る行動を推進しています。「MY行動宣言」にぜひ参加してみましょう!

Act 1 地元でとれたものを食べ、旬のものを味わいます。  
 Act 2 生の自然を体験し、動物園・植物園などを訪ね、自然や生きものにふれます。  
 Act 3 自然の素晴らしさや季節の移ろいを感じて、写真や絵、文章などで伝えます。  
 Act 4 生きものや自然、人や文化との「つながり」を守るために、地域や全国の活動に参加します。  
 Act 5 エコマークなどが付いた環境に優しい商品を選んで買います。



出典：「国連生物多様性の10年委員会(UNDB-J)」ホームページ

### ■ 1-1-② 事業者向けの情報発信

環境に配慮した活動を行っている事業者や、これから行おうとしている事業者が、生物多様性の保全に目を向け、生物多様性に配慮した活動を進めていくよう、情報を提供します。

〈具体的な取り組み〉

★事業者向け普及啓発資料の作成（環境・自然共生課、関係各課）

### ■ 1-1-③ 生物多様性に関する資料・情報の収集・発信の仕組みづくり

町田市をフィールドとして、様々な市民団体や大学等が活動しており、生物多様性に関する資料・情報がありますが、現状ではこれらの貴重な資料・情報が集約されておらず、関連性のあるものを上手に連携させたり相乗的に活用したりできない状況となっています。そこで、こうした活動の情報や生物多様性に関する資料・情報を収集・発信し、相互に活用できる仕組みを検討します。

〈具体的な取り組み〉

★生物多様性に関する資料・情報や環境保全活動等に関する情報を収集・発信する仕組みづくり（環境・自然共生課）

### ■ 1-1-④ 各種イベントの開催

生きものや自然に関心のある市民を増やすため、様々な形でのイベントを実施します。

···**具体的な取り組み**···

- ★市民協働による生きもの調査の実施（環境・自然共生課）
- ・町田市農業祭\*の開催（農業振興課）
- ・町田エコフェスタ\*等環境イベントにおける生物多様性に関するイベントの実施（環境・自然共生課）

### 施策1-2) 学びの場づくり

生きものや自然を身近に感じ、その大切さを理解してもらうため、学校等における取り組みを推進します。特に、将来世代を担う子どもたちには、学校教育や子ども向けプログラム等の様々な機会を提供します。また、子どもだけでなく幅広く市民向けの学びの場を提供します。

具体的には、以下の取り組みを行います。（★マークは新規の施策）

### ■ 1-2-① 子ども向けプログラムの実施

生きものやその生育・生息環境を守る意識を育むためには、子どもの頃から、生きものや自然に親しむ機会をできるだけ多く持つことが重要となります。将来を担う子どもたちが、昆虫の観察や鳥を見るなど、楽しみながら生きものや自然を身近に感じ、ふれあい、学ぶことで、生物多様性の重要性を理解するきっかけとなる場を提供します。

···**具体的な取り組み**···

- ★生きものや自然をテーマとした、子どもたちが遊びながら学ぶことができる環境学習の実施・推進
- ★野外において、子どもたちが生きものや自然にふれあいながら学ぶことができる体験学習の実施・推進  
(環境・自然共生課、児童青少年課、ひなた村、大地沢青少年センター、北部丘陵整備課)

### ■ 1-2-② 学校における取り組みの推進

学校においては、すでに様々な教育活動を通じて身近な自然や生きものに目を向け、またそれを守るための取り組みが進められています。今後は、地域とともに、教育活動における生物多様性に関する取り組みを推進します。

\* 町田市農業祭：市内の農産物をより多くの市民に知ってもらう機会を創出するために毎年開催しているイベント。町田市の農業の各種PRや農畜産物の直売などを実施している。

\* 町田エコフェスタ：ごみ問題・環境問題などのエコロジーについて、楽しみながら学ぶ市民参加型のイベント。



## &lt;具体的な取り組み&gt;

## ★地域ボランティア等との交流による学校ビオトープ\*の活用（学校、指導課）

- ・学校における農業体験の推進（学校、指導課）
- ・生きものとふれあうことができる場づくり（学校、指導課）
- ・地域の自然を育むための苗木の育成、苗木植え（学校、指導課、北部丘陵整備課）

## ■ 1-2-③ 地域における取り組みの推進

生きものや自然環境に関する市民意識調査（計画策定にあたり市民の意識を把握するため、2014年2月に実施）では、「今後参加したい活動」として「自然観察会」と回答した市民が最も多くなっています（41.4%）。市民が参加しやすいイベント等を開催することにより、地域で生きものや自然を身近に感じることができる機会を提供します。

## &lt;具体的な取り組み&gt;

- ・自然観察会の実施（公園緑地課）
- ・フットパスの普及促進（産業観光課）

\* ビオトープ：ギリシャ語で「生命」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、本来その地域に住むさまざまな野生の生きものが生育・生息することができる空間のことを指す。〈詳細はp60のコラム参照〉

## 基本方針2：人材育成～育つ～

目標：生物多様性の維持・向上に関わる知識を持って保全を行う人材を育てます

《目標を達成した時の状態》

生物多様性の拠点において、生物多様性の維持・向上につながる活動に参加する市民が増えています。また、活動を通じて指導できる人材が育っています。

### 施策2-1 地域における人材の発掘と育成

地域には、町田市の自然環境や生きものに詳しい方が存在します。また、町田市には生物多様性保全に取り組む多くの市民団体や、農業を続けている営農者がいますが、担い手の高齢化が進んでおり、将来への継承が課題となっています。豊富な経験や知識を子どもや若い世代に伝えていくことが必要です。そこで、地域における生物多様性保全活動を担う人材を発掘し、育成するための取り組みを推進します。また、町田市の自然環境や生きものに詳しい方に活躍の機会を設けます。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

#### ■ 2-1-① 市民活動の担い手の発掘と育成

生物多様性保全の活動を活発にし、将来的に継続していくため、将来世代の活動の中⼼的な役割を担う人材を発掘し、育成するための取り組みを推進します。

···**具体的な取り組み**···

- ★町田市の自然環境や生きものに詳しい人材の把握と活用（環境・自然共生課）
  - ・環境講座の実施（生涯学習センター）
- ★ネイチャーリーダー講座の実施（環境・自然共生課）
- ★市民協働による生きもの調査の実施【再掲】（環境・自然共生課）

#### ■ 2-1-② 農業の担い手育成

人が手を加えることによって維持されてきた町田市の生物多様性は、農業を続けることによって保全されてきたともいえます。そこで、将来世代の農業を担う人材を育成するための取り組みを推進します。

···**具体的な取り組み**···

- ・援農者、新たな担い手の育成（農業振興課）
- ・意欲のある農業者の支援（農業振興課）

## 自然観察会

町田市では、忠生公園やかしの木山自然公園、小山田緑地等の公園や緑地で、市民団体や市が主催する自然観察会が開催されています。

忠生公園では、定例自然観察会を毎月第一日曜日の午前9時30分から11時30分に行ってています（1月と2月は午前8時30分から）。また、ミニ観察会を毎月第四日曜日の午前9時30分から10時30分に行っています。観察会へ参加するための事前の申し込みは必要ありません。



参考：町田市ホームページ(公園・レクリエーション)



### 基本方針3：協働・連携 ~つながる~

**目標：**多様な主体の協働・連携により、町田市の生きものやその生育・生息環境を守ります

《目標を達成した時の状態》

市民、大学、事業者、市が協働・連携して、町田市の生物多様性の保全に取り組む仕組みを構築し、情報交換等の交流を行いながら取り組みを進めています。

#### 施策3-1 市民と連携した取り組みの推進

市民や市民団体と連携し、生物多様性保全を進めていくため、市民協働の取り組みや市民活動の支援、協働・連携の仕組みづくり等を進めます。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

##### 3-1-① 市民協働の取り組みの推進

生物多様性保全に関する市民と協働した取り組みを推進します。

・**具体的な取り組み**

- ★市民協働による生物多様性保全に関する取り組みの実施（環境・自然共生課）
- ★市民協働による生きもの調査の実施【再掲】（環境・自然共生課）

##### 3-1-② 市民活動の支援

生物多様性保全に取り組む市民の活動を支援します。

・**具体的な取り組み**

- ★市民団体の活動を発表できる場の提供（関係各課）
- ★生物多様性に関する情報の提供（環境・自然共生課）
- ・市民による河川の清掃活動の推進（下水道総務課）
- ・市民による水路の維持管理の支援（下水道管理課）

##### 3-1-③ 市民との協働・連携の仕組みづくり

生物多様性保全に関する活動を、市民や市民団体との協働・連携のもとに推進できる仕組みづくりを検討します。

・**具体的な取り組み**

- ★市民協働での里山管理の仕組みの検討（北部丘陵整備課）
- ★市民や市民団体が活動内容の発表や情報交換等の交流を行う場づくり（環境・自然共生課）



### 施策3-2 大学や事業者との連携の仕組みづくり

町田市には、環境に関心の高い大学や事業者が数多く存在しており、環境活動を行っている市内外の事業者もいます。啓発事業や調査を大学の教員や学生と行ったり、保全活動を事業者と協働で行ったりすることについて考えていきます。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

#### ■ 3-2-① 大学や事業者と連携した取り組みの推進

町田市内の大学や町田市内をフィールドとして研究活動等を行っている大学、事業者と協働で取り組みを進めます。

・**具体的な取り組み**

★大学や事業者との連携による啓発事業や調査等の実施（環境・自然共生課）

#### 基本方針4：保全と持続可能な利用～守る・活用する～

**目標：**町田市の生きものやその生育・生息環境を守り、生物多様性の恵みを継続的に利用する仕組みを構築します

《目標を達成した時の状態》

雑木林の新たな保全管理手法の検討、レクリエーション利用、エネルギー利用等、未来に向けた里山の維持管理が進んでおり、里山に親しむ市民が増えています。また、生きものが増え、緑のネットワークの形成が始まっています。

市街地の中にあるまとまった緑地では、レクリエーションや自然とのふれあいの場としての機能のほか、生物多様性の拠点としての役割を果たすことによって、市街地における生物多様性が維持・向上しています。

河川・沢・水路等の水辺では、多様で良好な環境が保全され、水辺の生きものの生育・生息環境が維持・向上することによって、市民や子どもたちの水辺の利用も増えています。

##### 施策4-1 まとまりのある緑や多様な自然の保全

まとまりのある緑には、町田市の生物多様性の豊かさの指標となるキツネやニホンアナグマ、ムササビ、猛禽類等の多くの生きものが確認されています。このようなまとまりのある緑、特に里山環境を保全する取り組みを進めることによって、町田市ならではの生物多様性を保全します。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

###### ■ 4-1-① 里山環境の保全・再生

町田市の生物多様性は、雑木林や谷戸の水田等の多様な環境の中、人と自然との関わりにより形成される里山環境で育まれてきたといえます。このような里山環境を保全・再生するためには、人による維持や管理が必要とされることから、それらの取り組みをさらに進めます。現在、市民協働で行っている樹林地等の維持保全について方針を定め、新たな場所での里山環境再生事業を検討します。

…<具体的な取り組み>…

- ・里山環境再生事業の実施（北部丘陵整備課）
- ・町田市ふるさとの森\*の保全（公園緑地課）
- ★里山環境再生事業の新規実施地域の検討（北部丘陵整備課、公園緑地課、農業振興課）

\* ふるさとの森：市内の美しい緑地景観や歴史的環境の保護、また、貴重な動植物が生育する自然環境の保全を目的として設置されている。「町田市ふるさとの森設置要綱」に基づき指定されており、その一部は市民の協力による管理が行われている。



### 施策4-2 水辺環境の保全

町田市には、鶴見川、恩田川、境川の3つの河川と、これらの源流、支川があり、清冽な湧水を含む、豊かで良好な水辺環境があります。良好な河川環境を下流へと引き継ぐため、これら水辺環境を保全するための取り組みを進めます。

具体的には、以下の取り組みを行います。

#### ■ 4-2-① 河川・水路の良好な水質の保全

河川や水路の維持管理では、河川や水路の良好な水質を保全するための取り組みを継続して実施します。

・具体的な取り組み

- ・下水処理における適正な水処理（水再生センター）
- ・市民による河川の清掃活動の推進【再掲】（下水道総務課）
- ・市民による水路の維持管理の支援【再掲】（下水道管理課）

#### ■ 4-2-② 河川・水路の改修時における生物多様性への配慮

河川や水路は、洪水防止や農業用水の確保等の機能を維持・管理するため、必要に応じて改修等の工事を行う場合がありますが、町田市の河川や水路には、源流や谷戸の細流から流れ込む清冽な水環境に、ホトケドジョウやスナヤツメといった貴重な魚類も生息しています。そこで、河川や水路の改修時には、生きものの生息環境に配慮した施工を進めます。

・具体的な取り組み

- ・雨水幹線\*整備時における水辺環境への配慮（下水道整備課）

### 施策4-3 生きものに配慮したまちづくり事業の推進

市街地における公園・緑地や身近な自然、また道路の街路樹等にも、これらの環境に適応した生きものが生育・生息しています。そこで、市街地やその周辺においても、生きものに配慮した様々な取り組みを進めます。

具体的には、以下の取り組みを行います。（★マークは新規の施策）

#### ■ 4-3-① 公園・緑地における取り組みの推進

公園・緑地の整備においては、植える木の種類や配置等を検討する必要があり、公園・緑地の管理にあたっては植栽木の剪定や落葉落枝の集積・処分等を行う必要があります。

\* 雨水幹線：浸水被害を軽減するために、雨水を排水する主要な施設（水路や管路）。

このような日常的な公園・緑地の整備・管理作業の際に、そこに生育・生息する生きものへの配慮を行い、生物多様性を保全するための適切な対応を行います。

…<具体的な取り組み>

- ・街区公園整備事業（公園緑地課）
- ・公園・緑地の整備・管理における生物多様性保全の推進（公園緑地課）

#### ■ 4-3-② 道路における取り組みの推進

道路は車や人が移動・利用する空間であるため、街路樹等は定期的な剪定を行い、道路空間の安全性を確保する必要があります。しかし一方では、街路樹は鳥類や昆虫類等の生息環境としての意味もあり、生きものの移動経路にもなっています。そこで、街路樹の管理・樹種の選定の際は、生物多様性の視点を持ち、周辺緑地等との連続性などに配慮します。

…<具体的な取り組み>

- ・緑の連続性に配慮した街路樹の維持・管理（道路補修課）

#### ■ 4-3-③ 開発事業における生きものや自然への配慮の検討

約43万人の人口を擁する町田市民の生活基盤整備のため、道路建設や施設整備などは避けられませんが、生きものの生育・生息環境に対しては、その環境を大きく損なうケースがあるため、配慮することが必要です。また、民間の宅地開発などでも同様の配慮が必要です。

一定規模以上の開発事業には、「東京都環境影響評価条例<sup>◇</sup>」に基づく環境影響評価を行うことが義務付けられています。環境影響評価の結果により、何らかの環境に配慮した保全措置を行うことになります。また、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、開発の規制や緑化指導などもあります。「町田市宅地開発事業に関する条例<sup>◇</sup>」では、一定規模以上の宅地開発で6%以上の公園・緑地を確保することを義務付けています。「町田市中高層建築物に関する指導要綱<sup>◇</sup>」でも、緑地の確保などを求めています。

条例等に基づくこうした配慮の他、開発事業の際には生きものの生育・生息環境への影響を少しでも緩和するため、近隣に代替地を確保したり、より影響の少ない土地の変更や生きものの移動経路をつくるなど、開発事業のケースに応じた可能な方法を取っていただくよう、配慮にあたって参考になる資料を作成し、開発事業者への提供など、生物多様性への影響に対する配慮を検討していきます。

…<具体的な取り組み>

- ★開発事業実施の際の生物多様性への影響に対する配慮の検討（環境・自然共生課、関係各課）

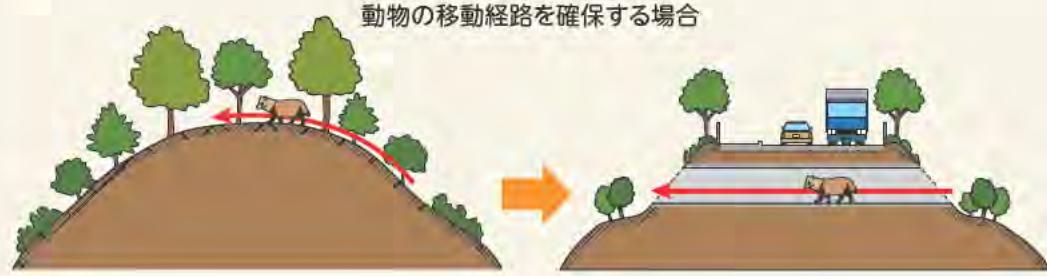
### 開発時における生物多様性への配慮について

開発を行う際には、可能な限り環境・生物多様性に与える影響を小さくするよう、配慮することが重要です。開発事業による環境・生物多様性に対する影響を軽減するためのすべての保全行為を「ミティゲーション」といいます。

環境・生物多様性への影響を小さくするためには、①回避→②低減→③代償の順に実行可能な保全行為を検討することが必要です。

ミティゲーション「低減」の例

動物の移動経路を確保する場合



### 施策4-4 生きものの生育・生息状況の継続的な把握

町田市の生きものの生育・生息状況を把握・確認するため、定期的に調査を行うことが必要です。市域が広く、網羅的な調査は難しいため、調査箇所を選んで、専門的な調査を行います。また、データの収集・蓄積のため、市民と協働で、生きもの調査を毎年行います。また、町田市内で調査研究活動等を行っている大学や事業者との連携を図っていきます。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

#### ■ 4-4-① 生きものの現状把握

町田市の生きもの、生物多様性の現状を把握するための現地調査を、継続して実施します。

〈具体的な取り組み〉

★市内の生きものの生育・生息状況の把握（環境・自然共生課、公園緑地課）

★市民協働による生きもの調査の実施【再掲】（環境・自然共生課）

★生物多様性の現状を把握するための環境指標種\*の検討（環境・自然共生課）

\* 環境指標種：生態がよく研究され、生育・生息に適した環境条件がある程度明らかになっている生物。その分布状況等を調査することによって地域の環境の変化を評価することができる。

#### 施策4-5 外来種等による被害の防止

外来生物法に指定された特定外来生物（ガビチョウ、ソウシチョウ、オオクチバス等）や要注意外来生物（アカミミガメ、アカボシゴマダラ、アメリカザリガニ等）は、町田市の生物多様性を支える生きものに大きな負の影響を与える可能性があります。そこで、外来種に関する正しい情報を提供し、私たちが取るべき外来種に対する対応方法についての意識啓発を進めます。

特に、生態系や農業生産に被害を及ぼす特定外来生物については、生物多様性への影響を最小限に留めるため、防除を実施します。

具体的には、以下の取り組みを行います。（★マークは新規の施策）

##### ■ 4-5-① 外来種に関する情報発信

「特定外来生物」は、野外に放すことはもちろん、飼育や他の場所に移動することが法律で禁止されています。このような外来種に関する正しい情報を提供し、必要な取り組みを進めるための情報発信を行います。

···**具体的な取り組み**···

- ・ 外来種の飼育に関する情報の発信【再掲】（環境・自然共生課）
- ★ 外来種の取り扱い・ルールに関する情報の発信【再掲】（環境・自然共生課）

##### ■ 4-5-② 外来種の防除

生態系や農業生産に被害を及ぼす特定外来生物（アレチウリ、アライグマ）を駆除します。また、外来生物法にもとづき、外来種（オオブタクサ、アカミミガメ、オオクチバスなど）への対応について検討します。

···**具体的な取り組み**···

- ・ 生態系に被害を及ぼす特定外来生物（アレチウリ）の駆除（北部丘陵整備課）
- ・ 農業生産に被害を及ぼす特定外来生物（アライグマ）の駆除（農業振興課）
- ★ 外来種への対応の検討（環境・自然共生課、関係各課）

### 施策4-6 生きものや自然に親しめる場づくり

かつて、町田市の雑木林や谷戸の水田、河川等は、炭や薪の生産の場や山菜等の恵みを得られる場、農産物生産の場等として市民の身近に存在していました。また、子どもたちも昆虫採集や魚釣りなどの遊び場として利用し、生きものが当たり前に見られる光景が日常生活の中に存在していました。しかし、炭や薪を使わなくなった現在では、管理が進まないために植生が単調になった雑木林や耕作放棄地が増え、子どもたちが生きものとふれあえる魅力のある空間は減ってきています。このような背景を踏まえ、市民や子どもたちが生きものや自然に親しめるためイベント等を実施し、また、生きものや自然にふれあうことのできる場づくりを進めます。

具体的には、以下の取り組みを行います。(★マークは新規の施策)

#### ■ 4-6-① 生きものや自然に親しめるイベントの実施

生きものや自然を身近に感じることのできる市民、子どもを増やすため、農業や雑木林の管理を体験できたり、生きものや自然とふれあえるイベント等を実施します。

・**具体的な取り組み**

- ・農業体験の実施（北部丘陵整備課、農業振興課）
- ・生きものや自然に親しめるイベント等の実施（北部丘陵整備課、公園緑地課）

#### ■ 4-6-② 生きものや自然にふれあえる場づくり

生きものや自然を感じ、ふれあうことのできる場づくりを進めます。

・**具体的な取り組み**

- ・まちだフットパスの利用促進【再掲】（産業観光課）
- ★ビオトープ作庭イベントの開催（環境・自然共生課、関係各課）

#### 施策4-7 農地の活用

農地は、生きものの生育・生息環境として重要です。谷戸などにおける生物多様性は、農業が続けられてきたことで守られてきたといえます。しかし、現状では農業の担い手不足、これに伴う耕作放棄地の増加等の大きな課題があります。そこで、様々な形で農地の活用を推進し、町田市の特徴ある生物多様性を支える農業の活性化を図ります。

具体的には、以下の取り組みを行います。

##### ■ 4-7-① 農業の活性化支援

農地の保全、町田産農産物の活用等、様々な形で農業の活性化を支援します。

…**具体的な取り組み**…

- ・生産緑地の保全・活用（農業振興課）
- ・町田産農作物の学校給食での活用（各学校、保健給食課、農業振興課）

##### ■ 4-7-② 生きものや自然にやさしい農業の推進

農地は、農作物を人間にもたらすとともに、生きものの生育・生息環境でもあります。農業において農薬や化学肥料を少なくするなど、環境保全型農業を進めることで、人間の健康も生きものの生育・生息環境も守ることになります。また、田んぼが存在するということは、米をつくることはもとより、様々な生きものが生育・生息する環境を守ることにつながるため重要です。

…**具体的な取り組み**…

- ・減農薬・減化学肥料農法に取り組む農業経営者の支援（農業振興課）
- ・田んぼの保全推進（農業振興課）

##### ■ 4-7-③ 耕作放棄地の活用

農業の後継者がいないことなどにより耕作放棄地が増加しています。そこで、耕作放棄地を農地として利用してもらうようあっせん制度を進めます。

…**具体的な取り組み**…

- ・遊休農地\*のあっせん制度（農業振興課）

\* 遊休農地：農地法において定義されている用語であり、①現在、耕作目的で利用されておらず、今後も耕作目的で利用されないと見込まれる農地、②農業としての利用の程度がその周辺の農地の利用の程度に比較して、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義され、有効利用に向けた措置を講ずべきとされる農地のこと。

## 家庭でできる生きものや自然にやさしい野菜等の栽培方法

家庭菜園において、化学肥料や化学農薬を極力使わないことで、生きものや自然にやさしく野菜等を栽培することができます。

化学肥料や化学農薬などをできるだけ使わずに野菜を育てるためには、土づくりを行う際にたい肥を使うこと、病害虫に強い丈夫な野菜を育てることなどが重要です。

### 【ポイント】

- ・たい肥を使って、水はけ・水もちのよい土づくりを行いましょう。  
(たい肥は、土に栄養を与えるだけでなく、土をフカフカにします。)
- ・連作障害\*に注意しましょう。(連作障害であることに気づかず、「元気がないから」と肥料を与えすぎてしまうことがあります。同じ種類の野菜(同じ科の野菜)を同じ場所でつくり続けないようにしましょう。)
- ・間隔をあけて植えましょう。(風通しをよくすると、病気にかかりにくくなります。)
- ・病害虫の被害は早めに処理しましょう。(例えば、病気になつた葉や害虫はすぐに取り除きましょう。)



家庭で発生した生ごみをたい肥化して家庭菜園で利用すると、ごみの排出量の削減にもつながります。町田市では、たい肥化容器の購入補助を行っています。

また、町田市剪定枝資源化センター(小野路町3332)では、市内から発生する剪定枝からチップたい肥を作り、販売しています。チップたい肥は、月曜日から土曜日に購入できます。購入の際は、ビニール袋などの入れ物をお持ちのうえ、町田市剪定枝資源化センターにご来場ください。

### 施策4-8 生物資源の利用等の推進

管理が進まないために植生が単調になった雑木林が増えていますが、雑木林の再生には人が手を入れて管理していくことが不可欠です。現在は石油や電気に頼って暮らしており炭や薪を使う機会は少ないですが、かつては、雑木林を伐採して生産した炭や薪を日常的に利用していました。さらに、江戸の人々に愛用される程のブランド品にまで質と価値を高めた炭の生産も行われていました。近年、まきストーブ\*が見直されたり、木質ペレット\*を使ったペレットストーブが注目されています。伐採木を使った木製品の利

\* 連作障害：同じ種類の野菜(同じ科の野菜)を同じ場所で栽培し続けることにより、育ちが極端に悪くなったり枯れたりしてしまうこと。連作障害の症状は、植物の種類によって異なる。連作障害でのやすい野菜は、キュウリ(ウリ科)やナス(ナス科)、エンドウ(マメ科)など。

\* まきストーブ：木(枝を含む)や木材、木材の廃材などを燃料(薪(まき、たきぎ))とする暖房器具(ストーブ)。暖炉とは異なり、扉を閉じて密閉させて燃焼させる。

\* 木質ペレット：木材工場から排出される残・廃材を有効に活用する利点も踏まえ、樹皮やおが粉、端材などを圧縮・成型して小粒の固形燃料としたもの。ペレットストーブやペレットボイラーの燃料として用いられる。

用も進みつつあります。町田市においても、町田市ならではの里山環境や歴史・文化を生かし、現代のニーズにあった生物資源\*（木材、落葉落枝、竹等）の新たな利用について、その方法（レクリエーション利用、エネルギー利用等）を検討し、これを進めていきます。

具体的には、以下の取り組みを行います。（★マークは新規の施策）

#### ■ 4-8-① 生物資源の利用の推進

雑木林の管理により発生する伐採木や落葉落枝、刈草、竹等の生物資源の利用を促進します。また、レクリエーション利用やエネルギー利用等の利活用促進のため、その仕組みづくりを検討し、これを進めます。

・**具体的な取り組み**

- ★生物資源利用促進の取り組みの実施（環境・自然共生課、北部丘陵整備課、公園緑地課、農業振興課、関係各課）
  - ・木の枝や落ち葉の堆肥としての利用・推進、堆肥流通促進制度の推進（資源循環課、農業振興課）

#### 生物資源利用の取り組み

「町田市剪定枝資源化センター」では、町田市内から発生する剪定枝の破碎・発酵等を行い、チップたい肥（土壌改良材）等をつくっています。破碎されてチップになった剪定枝は、市内の遊歩道の敷き詰め材として活用されています。チップ堆肥は、市内の農家や多くの市民の方に利用されています。

近年では、雑木林の管理などで生じる伐採木等の有効活用を図るために、チップやペレット状に加工し燃料として利用し、熱や電気といったエネルギーに変換する事例も国内で多く見られています。

生物資源の利用にあたっては、1回だけの使い切りにするのではなく、多段階に活用するという考え方が重要です。無駄のない資源利用を心がけることで、資源の利用効率を高めていくことができます。



町田市剪定枝資源化センター



剪定枝チップが敷き詰められた遊歩道

参考：町田市ホームページ(剪定枝を燃やさずリサイクル～町田市剪定枝資源化センター～)

町田市ホームページ(剪定枝チップを敷いてフカフカ気持ちいい遊歩道に～アダプト・ア・ロード事業～)

\*生物資源：食料や木材、衣料など人間の生活に必要な資源として利用される植物などの生物のこと。

## 6.2.2 重点プロジェクト

前項で掲げた施策を効果的に推進する具体策として、横断的に取り組む「重点プロジェクト」とその指標を設定し、目標達成を目指します。

### 重点プロジェクト① 生物多様性情報拠点（生物多様性センター）機能の構築・充実

#### 背景・目的

町田市の生きものやその生育・生息環境を守っていくためには、多くの市民が生きものや自然に親しみを感じ、取り組みの必要性を理解し、行動をおこすことが必要です。そのためには、町田市の生きものに興味・関心がある人や、保全活動を担う人が情報を得られる機会が必要ですが、これまで町田市にはそのような情報拠点がありませんでした。

本重点プロジェクトでは、生きものやその生育・生息環境を守る取り組みを進めていくため、情報や資料の収集・発信の拠点機能を整備します。

#### 取り組みの内容

- ・生物多様性に関する情報の窓口をつくります。
- ・まずは、関係各課で拠点機能の内容・方向性を検討します。
- ・学識経験者からも助言をいただきます。
- ・フォーラムなどを通して、市民や事業者など、多様な主体が参加できる機会を設けます。
- ・町田市内の生きものの調査の情報など、生物多様性の保全につながる情報や資料を収集、提供します。
- ・市民団体や市民の取り組みの情報を収集し、活動を行いたい市民などに提供します。
- ・団体どうしの情報交換ができる場をつくります。
- ・生きものや自然に親しみを感じられるよう、自然に関するイベントの情報を収集し、発信します。
- ・生きものや自然に親しみを感じられるような啓発資料の作成と配布、市民参加による生きもの調査、講演会の開催などによって、生物多様性への理解を深めます。
- ・生物多様性保全の担い手を育成します。
- ・市職員は、生きものやその生育・生息環境に配慮する意識を持ち、担当する取り組みを進めます。
- ・拠点機能を充実させ、その機能を十分に発揮できるよう、情報や資料を集めて提供でき、活動を支える場を検討します。

工程表	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	内容・方向性の検討 →				拠点機能の構築・充実 →		

指標	市民アンケート調査結果による生きものに关心のある市民の割合 現状：31.3%（2013年度） 達成目標：40.0%（2021年度）
----	--

担当課	環境・自然共生課、関係各課
-----	---------------

## 重点プロジェクト② 多様な主体の交流の場づくり

### 背景・目的

市内には、生きものやその生育・生息環境を守ることを目的とした団体が多数あります。これまでこれらの団体が交流する場が多くはありませんでした。交流する場をつくり、取り組みを広く市民などに伝えることにより、活動への取り組み意欲を高め、新たなメンバーの参加促進につながります。

本重点プロジェクトでは、多様な主体が交流する場づくりを行っていきます。

### 取り組みの内容

- ・多様な主体の交流の場である「(仮称)生物多様性フォーラム」を定期的に開催します。
- ・「(仮称)生物多様性フォーラム」では、市の生物多様性の取り組み状況を公表します。
- ・参加者から生物多様性の向上に関する宣言を募り、その内容に関する活動の場を提供するなど、フォーラム終了後の具体的な行動や仲間づくりのきっかけになるイベント内容を検討し、実施します。

工程表	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	検討 →						

「(仮称)生物多様性フォーラム」の定期的開催(年1回)

指標 多様な主体による交流の場の提供回数

現状：－(2013年度) 達成目標：6回(2021年度までの累計)

担当課 環境・自然共生課、関係各課

### 重点プロジェクト③ 里山の生物資源利用促進の取り組みの推進

#### 背景・目的

かつて里山のクヌギやコナラなどは燃料に利用されていましたが、化石燃料などにとつて替わられることで、手入れがされなくなった雑木林があちこちで見られます。ササが生い茂り、ほかの植物を駆逐しているところもあります。管理が必要なところは、管理できるよう考えていく必要があります。

本重点プロジェクトでは、かつてのよう、燃料の生産の場としての必要性がなくなっている現状を踏まえて、伐採木など生物資源の利用を考えることで、手入れにつながるように促し、雑木林の若返りにつなげていきます。

#### 取り組みの内容

- ・管理が行き届かなくなった雑木林の手入れを行いやすくするため、伐採木などを教材に利用する、製品化するなど、生物資源の利用を考えていきます。
- ・伐採木の利用にあたり、定期的に雑木林を伐採することで萌芽更新をさせるなど、雑木林の若返りを行うモデル事業を検討します。
- ・まず関係課で研究し、里山の保全や手入れなどを行っている市民団体や市民などと協働して行える取り組みを検討し、実施していきます。

工程表	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	方向性・取り組み内容の検討		取り組みの試験的実施				取り組みの本格的実施

指標 里山の生物資源利用促進の取り組みの実施

現状：－(2013年度) 達成目標：取り組みの推進(2021年度)

担当課 環境・自然共生課、北部丘陵整備課、公園緑地課、農業振興課、関係各課

### 重点プロジェクト④ 市民協働による生きもの調査の実施

#### 背景・目的

日常生活の中で生きものを意識する機会が少なくなっています。逆に、意識をすれば、市街地の中でも生きものの存在を感じることができます。本計画策定に先立って行った市民参加によるセミのぬけがら調査では、自宅や自宅周辺でもセミのぬけがらを探すことで、身近な生きものへの意識を持つ機会を提供しました。

本重点プロジェクトでは、市民に生きものや自然に親しみを持ってもらうきっかけをつくるため、また市内の生きものの情報を蓄積するため、市民協働による生きもの調査を行います。

#### 取り組みの内容

- ・イベントの開催や、公募による調査など、様々な参加しやすい方法により、多くの方に生きもの調査に参加していただき、市内の生きものの状況を知る機会をつくります。
- ・調査の結果は、市内の生きもののマップなど視覚的にわかりやすい形で作成し、広報紙やホームページで公表します。

工程表	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
	調査の実施、調査内容・運営の改善						



**指標** 市民協働による生きもの調査への参加者数  
現状：99人（2013年度） 達成目標：3500人（2021年度までの累計）

**担当課** 環境・自然共生課、関係各課

#### 市民参加で「セミのぬけがら調査」と「セミの鳴き声調査」を行っています

町田市では、2013年度に、市の南部地域で「セミのぬけがら調査」を行いました。自宅の庭や近所などでセミのぬけがらを集め、種類を見分けて数を記録していただきました。2014年度には、市全域で「セミの鳴き声調査」を行いました。セミの種類ごとの鳴き初め、鳴き終わりの調査にご参加いただきました。今後行う市民参加型調査について、広報やホームページでお知らせしますので、ぜひご参加ください



セミのぬけがら調査 2013



ニイニイゼミのぬけがら

出典：町田市ホームページ(セミのぬけがら調査 結果報告)

## 重点プロジェクト⑤ ビオトープ作庭イベントの開催

### 背景・目的

生きものや自然を身边に感じるためには、日常生活の中に生きものが当たり前のように存在し、身近な場所で生きものや自然に親しめる環境を創出する必要があります。しかし、市街化が進んだ現在では、かつてのように生きものや自然にふれあえる空間が少なくなっています。また、広域的な緑のつながりの分断化や、水辺に親しめる場が減りつつあることも町田市の生物多様性保全の課題となっています。

将来を担う子どもたちのためにも、市民一人ひとりが生物多様性保全の必要性を理解し、自分にできることを主体的に考え実践し、緑のつながりの維持・向上や水辺と親しめる機会を増やす取り組みをまちぐるみで普及させていくことが重要です。

本重点プロジェクトでは、まちぐるみで生物多様性保全に取り組む気運の高揚を図るために、地域のあらゆる場所でビオトープをつくり、イベントを市が開催し、そのプロモーション活動を通じて、生物多様性の保全活動の普及を図ります。また、イベントの開催を通じて水辺や緑が増えることで、生きものや自然に身近にふれあうことができる場や、継続的なレクリエーション利用の場を市内のいたるところに創出します。

### 取り組みの内容

- 生きものが生育・生息するための良好な自然の連続性を確保するため、水辺や緑のつながりの維持・保全に向けて、まちぐるみでビオトープを作庭し、イベントを開催します。
- ビオトープを作庭する場所は、市民宅の庭や家庭菜園、壁面、自治会などが管理する空き地、事業所の敷地や屋上、公共的な空間など、あらゆる場所が対象になります。

工程表	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
			「ビオトープ作庭イベント」の内容検討				
				「ビオトープ作庭イベント」の開催(年1回)			

### 指標 イベント参加主体数

現状：－(2013年度) 達成目標：50(2021年度)

### 担当課 環境・自然共生課、関係各課

#### ビオトープについて

ビオトープとは、ギリシャ語で「生命」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、本来その地域にすむ様々な野生の生きものが生育・生息することができる空間のことを指します。

面積が小さくとも、周辺の自然と調和のとれた空間であればビオトープといえることができます。家の庭やちょっとしたスペースに樹木や草花を植えたり、鉢に水や水生植物を入れたりするだけで、周りの野生の生きものがやってくる環境になります。

町田市でも、学校や事業者において、ビオトープづくりの取り組みが広がっています。高ヶ坂にある松葉調整池や旭町にある協和発酵キリン株式会社でも、ビオトープがつくられています。協和発酵キリン株式会社では、近くのため池に生息する生きものなど、地域に生息する生きものを取り入れる配慮をすることで、生きものが住みやすく、また、周辺の自然につながるビオトープづくりに取り組んでいます。



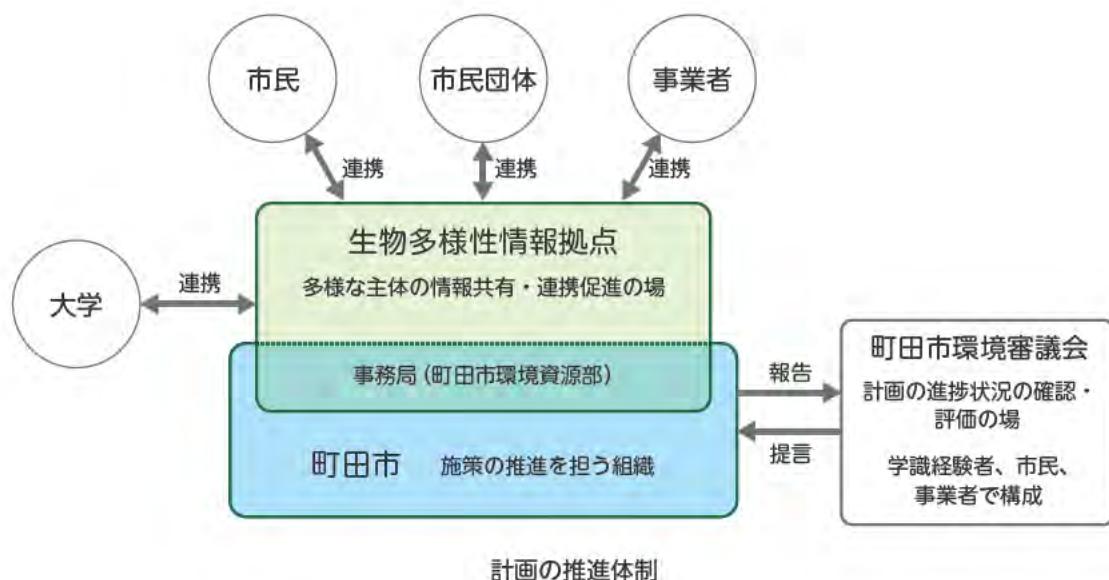
高ヶ坂にある  
松葉調整池



協和発酵キリン株式会社  
のビオトープ  
(※一般の方が入ることは  
できません。)

## 7.1 計画の推進体制

計画を推進するためには、市民や市民団体、事業者、行政等の多様な主体が、協働により取り組みを進めていくことが必要です。そこで、「生物多様性情報拠点」を中心に、多様な主体が情報を共有し、連携促進を図ります。



## ●各主体の位置づけと役割

### 〈生物多様性情報拠点〉

- ・生物多様性に関心のある市民や市民団体、事業者、教育機関や研究機関、行政関係者など多様な主体が集まり、生きものの調査結果や市民団体の活動報告、本計画の進捗状況の報告を行うとともに、今後の生物多様性に関する取り組みに関する意見交換を行います。
- ・生物多様性に関する取り組みを広く市民等に知ってもらうことで、活動への取り組み意欲の増進や、活動への新たなメンバーの参加促進につなげます。
- ・様々なアイデアを持つ人が交流することで、新たな連携が生まれること、また、活動が展開されることを目指します。
- ・生物多様性に関する課題や想いを共有することで、町田市の生物多様性保全に向けた機運が高まっていくことが期待されます。
- ・町田市が事務局となり、必要な調整や支援を行います。

### 〈町田市環境審議会〉

- ・市の条例に基づき設置されている組織で、学識経験者、市民、事業者で構成されます。
- ・「第二次町田市環境マスター プラン」の進捗管理とあわせて、本計画の進捗管理を担います。
- ・計画の進捗状況について報告を受け、その確認・評価を行い、計画の推進方策について提言を行います。

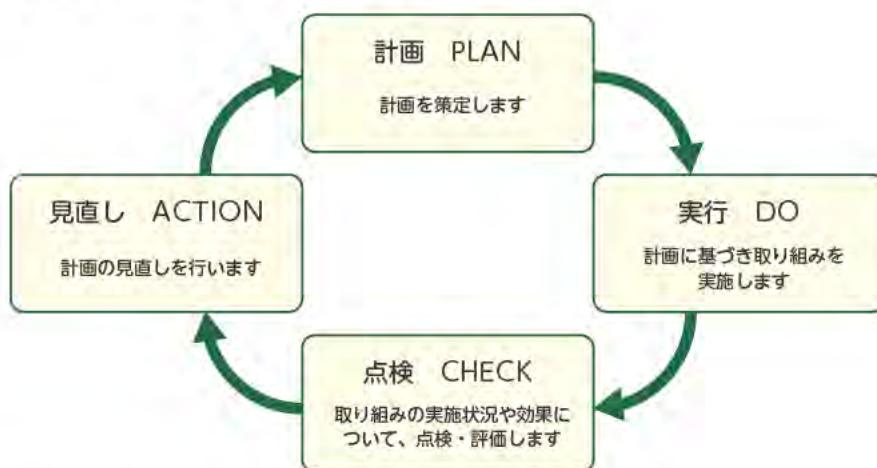
### 〈町田市〉

- ・計画の実現に向けて、率先して取り組みを推進します。
- ・生物多様性の視点を盛り込んだ各施策の推進に向け、府内関係各部・各課との連携を図るとともに、生物多様性に関する講座や勉強会等を通して、市職員一人ひとりのスキルアップや理解促進に努めます。
- ・多様な主体による活動を促進し、相互の連携のもとに取り組みを推進するため、「生物多様性情報拠点」の設置などを通じて、多様な主体の交流の場づくりを支援します。
- ・国や都、関係市町村への働きかけや連携・調整を図りながら、生物多様性保全の取り組みの基盤づくりを行います。
- ・計画の進捗管理においては、町田市環境審議会からの提言を踏まえ、効率的かつ着実に事業を実施します。
- ・市の取り組み状況を（仮称）生物多様性フォーラム等により公表します。

## 7.2 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、取り組みを着実に実行に移し、その進捗状況を確認・評価するとともに、そこで生じた課題や新たなニーズを、次の取り組みにフィードバックしていくことが必要です。

町田市が中心となって施策の推進を担うとともに、「町田市環境審議会」による進捗状況の確認・評価を行います。また、PDCAサイクルによる計画の進捗管理を行うことで、着実かつ効果的な計画の推進を図ります。



### ●進捗管理のスケジュール

本計画の進捗管理は、「第二次町田市環境マスタープラン」とあわせて実施します。

2014年度	計画	・「町田生きもの共生プラン」を策定します。
2015年度～	実行	・計画に基づき取り組みを実施します。
	点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組みの実施状況について、町田市環境審議会に報告するとともに、評価や助言を受けます。また、府内関連部署との情報交換を行います。</li> <li>・取り組みの実施状況と、町田市環境審議会からの評価・助言は、ホームページや生物多様性情報拠点等を通して公開していきます。</li> </ul>
	見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り組みの実施状況や新たな課題を踏まえ、必要に応じて取り組みの一部見直しを図ります。</li> </ul>
2020年度	点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市環境審議会からの評価や助言をもとに、計画の実施効果を把握します。</li> </ul>
	見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画全体の見直しを行います。</li> </ul>
2021年度	計画	・次期計画を策定します。



## 資料編

1. 「町田生きもの共生プラン」の策定体制	資-1	第1章
1.1 策定体制	資-1	
1.2 町田市環境審議会委員名簿	資-1	
1.3 町田市環境審議会専門委員会名簿	資-2	
1.4 (仮称) 町田市生物多様性保全計画策定及び推進庁内検討委員会委員役職名	資-2	
2. 「町田生きもの共生プラン」の策定経緯	資-3	第2章
2.1 計画策定の経過	資-3	
2.2 市民意見の状況	資-3	
3. 町田市環境審議会 質問・答申	資-4	第3章
3.1 質問	資-4	
3.2 答申	資-4	
4. 生物相調査結果	資-5	第4章
4.1 調査概要	資-5	
4.2 調査結果	資-7	
5. 生きものや自然環境に関する市民意識調査	資-13	第5章
5.1 調査概要	資-13	
5.2 調査結果	資-13	
6. 関連法規等	資-17	第6章
6.1 生物多様性基本法	資-17	
6.2 町田市環境基本条例	資-21	
6.3 町田市環境審議会条例	資-25	
7. 愛知目標	資-26	第7章
7.1 愛知目標とは	資-26	
7.2 施策と愛知目標との対応	資-27	
8. 用語解説	資-28	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

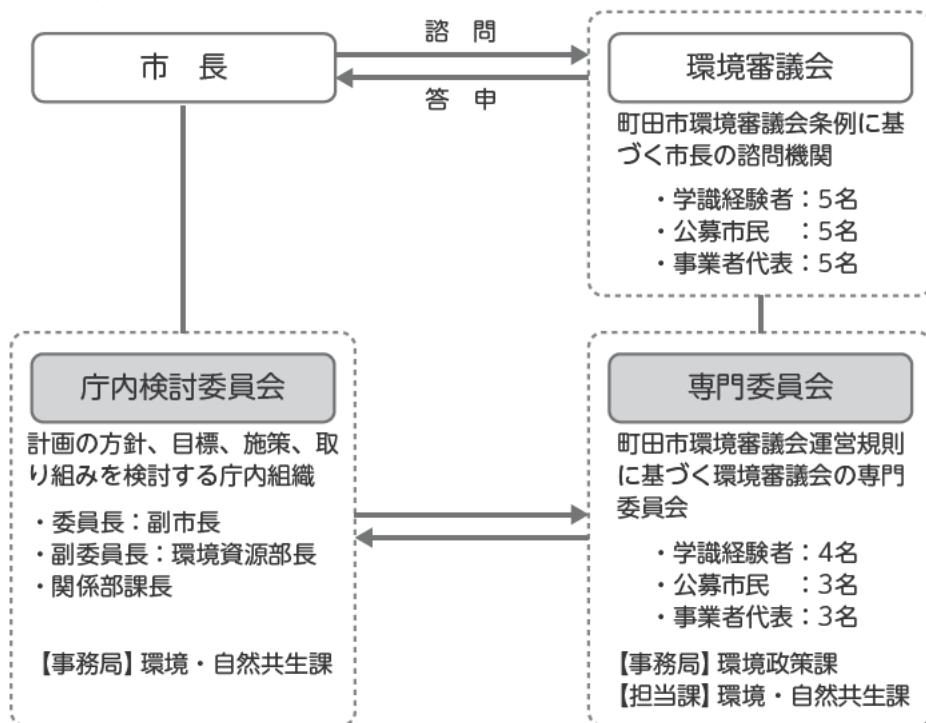
第6章

第7章

資料編

# 1. 「町田生きもの共生プラン」の策定体制

## 1.1 策定体制



## 1.2 町田市環境審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	吉村 義隆	玉川大学 農学部教授	会長
	田中 充	法政大学 社会学部教授	職務代理
	川瀬 博	神奈川大学 法学部特任教授	
	大江 宏	亞細亞大学 経営学部教授	
	根本 志保子	日本大学 経済学部准教授	
事業者	澤井 宏行	東京ガスライフバル澤井株式会社 代表取締役	
	早乙女 尊幸	小田急電鉄株式会社	
	金子 忠夫	町田市農業協同組合	
	斎藤 之良	町田商工会議所推薦	
	三澤 ミイ子	町田商工会議所推薦	
市民	田丸 重彦	一般公募	
	小原 忠夫	一般公募	
	池田 洋	一般公募	
	高橋 八州太郎	一般公募	
	松山 カツ子	一般公募	



### 1.3 町田市環境審議会専門委員会名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職等	備考
学識経験者	川瀬 博	神奈川大学法学部特任教授	委員長
	秋山 幸也	相模原市立博物館学芸員	副委員長
	北川 淑子	多摩丘陵舍代表 (元東京大学大学院農学生命科学研究科 緑地創成学研究室 特任研究員)	
	須田 真一	東京大学大学院農学生命科学研究科 保全生態学研究室 特任研究員	
事業者	小島 政孝	町田市観光コンベンション協会推薦 (小島資料館館長)	
	中丸 朗彦	町田商工会議所推薦	
	荻野 正男	町田市農業協同組合推薦	
	小川 真理子	一般公募	
市民	川崎 修	一般公募	
	船橋 玲二	一般公募	

### 1.4 (仮称) 町田市生物多様性保全計画策定及び推進庁内検討委員会委員役職名

(敬称略)

委員長	環境資源部担当副市長
副委員長	環境資源部長
委員	政策経営部長、経済観光部長、経済観光部北部丘陵担当部長、 政策経営部企画政策課長、文化スポーツ振興部文化振興課長、 経済観光部産業観光課長、経済観光部農業振興課長、経済観光 部北部丘陵整備課長、環境資源部環境政策課長、建設部建設総 務課長、都市づくり部都市政策課長、都市づくり部公園緑地課 長、下水道部下水道総務課長、教育委員会事務局学校教育部教 育総務課長、教育委員会事務局生涯学習部生涯学習総務課長

検討委員会委員所属部署名と役職は2015年3月現在の名称です。



## 2. 「町田生きもの共生プラン」の策定経緯

### 2.1 計画策定の経過

年月日	会議の議題
2014年 1月 31日	第58回環境審議会 ・諮問 「(仮称) 町田市生物多様性保全計画」の策定について
2014年 4月 23日	第1回専門委員会 ・計画の策定方針(案)について ・過年度の調査結果の概要について ・計画の構成(案)について
2014年 5月 23日	第2回専門委員会 ・町田市における生物多様性の現状と課題、目標について ・施策体系(案)について ・指標(案)について
2014年 7月 1日	第3回専門委員会 ・将来像(案)について ・施策(案)について
2014年 8月 1日	第4回専門委員会 ・素案(案)について
2014年 8月 26日	第5回専門委員会 ・素案(案)について
2014年 9月 11日	第60回環境審議会 ・(仮称) 町田市生物多様性保全計画(案)について
2014年 10月 1日 ～10月 31日	パブリックコメント
2014年 12月 16日	第6回専門委員会 ・パブリックコメントの回答案について ・計画(案)について ・計画名について
2014年 12月 19日	第61回環境審議会 ・パブリックコメントの回答案について ・計画(案)について ・計画名について
2015年 1月 20日	第7回専門委員会 ・計画(案)及び概要版(案)について
2015年 2月 3日	第62回環境審議会 ・計画(案)及び概要版(案)について ・答申(案)について
2015年 2月 6日	「町田生きもの共生プラン」答申

### 2.2 市民意見の状況

項目	実施時期	内容	人数等
市民意識調査	2014年2月5日 ～2月24日	設問回答及び自由意見	配布数 3000部 回収率 39.3%
パブリック コメント	2014年10月1日 ～10月31日	「(仮称) 町田市生物多様性保全 計画(案)」に関する意見募集	意見総数 12名 2団体 38件



### 3. 町田市環境審議会 諒問・答申

#### 3.1 諒問

2014年1月31日

町田市環境審議会  
会長 吉村 義隆 様

町田市長 石阪 丈一

「(仮称)町田市生物多様性保全計画」の策定について(諒問)

町田市では2012年4月に「第二次町田市環境マスター プラン」を策定し、さまざまな環境に関する取り組みを展開しております。

国は2008年に生物多様性基本法を制定し、「生物多様性地域戦略」の策定を地方自治体の努力義務としました。

2010年には名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議、通称COP10が開かれ、世界的に生物多様性の危機が叫ばれる中、国内外で生物多様性保全の機運が高まっております。

こうした流れを受け、町田市は、「生物多様性保全のための仕組みづくり」を掲げて、2012年度から2013年度にかけて市内の生物調査を行ってまいりました。この成果を元に「(仮称)町田市生物多様性保全計画」を策定し、今後も市民や事業者と協働で、基礎自治体として行うべき施策や取り組みを進めていきたいと考えております。

つきましては、「(仮称)町田市生物多様性保全計画」の策定について、町田市環境審議会条例第2条第3号の規定に基づき、貴審議会に諒問いたします。

#### 3.2 答申

2015年2月6日

町田市長 石阪 丈一 様

町田市環境審議会  
会長 吉村 義隆

「(仮称)町田市生物多様性保全計画」の策定について(答申)

2014年1月31日付けで諒問のありました標記の件につきまして、当審議会では専門委員会を設置し、生物多様性保全のための施策や取り組み等について審議してまいりました。このたび、「町田生きもの共生プラン」として、別紙のとおりまとめましたので、答申いたします。

本計画が町田市の生物多様性保全の源流となるよう着実に計画を推進し、将来的には大きな流れとなることを望みます。



## 4. 生物相調査結果

### 4.1 調査概要

#### 【調査目的】

「町田生きもの共生プラン」策定に向けた基礎データの収集・整理

#### 【調査内容】

陸域と水域について、以下の生物相調査を行いました。

##### ◆陸域

- ・植物
- ・ほ乳類
- ・鳥類
- ・は虫類
- ・両生類
- ・昆虫類

##### ◆水域

- ・魚類
- ・底生生物

#### 【調査時期】

調査項目と時期は、下表のとおりです。調査は、2012年度から2013年度にかけて行いました。

		冬季	早春季	春季	夏季	秋季
陸域	植物		●	●		●
	ほ乳類	●		●	●	
	鳥類	●		●	●	●
	は虫類		●	●	●	
	両生類		●	●	●	
	昆虫類			●	●	●
水域	魚類			●	●	
	底生生物			●	●	

## 【調査地点】

陸域6ヶ所と水域6ヶ所で調査を行いました。

陸域の調査箇所は、町田市内の環境を「まとまった緑や多様な自然を有する環境」、「市街地でまとまった緑を有する環境」に区分し、それぞれについて、過去の生物相調査データが不足している地域から選びました。

水域の調査箇所は、町田市が1978年から2012年まで、魚類と底生生物を対象として行っていた「町田市生物相調査」と同じ地点とし、「里山や郊外の住宅地、耕作地を流れる河川」、「住宅地を流れる河川」に区分しました。

### 1) 陸域の調査箇所

- ・「まとまった緑や多様な自然を有する環境」3ヶ所（相原、上小山田、小野路）
- ・「市街地でまとまった緑を有する環境」3ヶ所（成瀬、鶴間、真光寺）

### 2) 水域の調査箇所

- ・「里山や郊外の住宅地、耕作地を流れる河川」4ヶ所（川上橋・風戸橋（境川）、田中谷戸・桜橋（鶴見川））
- ・「住宅地を流れる河川」2ヶ所（高瀬橋・都橋（恩田川））



調査箇所の位置

## 4.2 調査結果

### 4.2.1 陸域

#### まとまった緑や多様な自然を有する環境

##### 〈環境の概況〉

畑や草地、湿地などが広がっている谷戸と、樹林地から成る里山環境です。

##### 〈生物相の概況〉

この環境では、まとまった樹林地を必要とするムササビやニホンアナグマなどが確認されました。また、樹林地の周辺には、草地、湿地など多様な環境が隣接しており、樹林地と草地等の混在する環境を必要とするオオタカ、樹林地と水辺が連続した環境を必要とするヤマアカガエルやオオアオイトトンボなども確認されました。



主な環境	確認された主な生きもの
畑・草地	<p>植 物：スギナ、ギシギシ、ウシハコベ、シロザ、<u>コアカザ</u>、ホトケノザ、トキワハゼ、<u>オオキンケイギク</u>、<u>ヒメジョオン</u>、カラスピシャクなど</p> <p>ほ乳類：アズマモグラ、ニホンノウサギなど</p> <p>鳥 類：オオタカ★、モズ★、ツグミ、ホオジロ、カシラダカ、<u>アオジ</u>など</p> <p>は虫類：ヒガシニホントカゲ★、ニホンカナヘビ★など</p> <p>昆虫類：オオカマキリ、エンマコオロギ、ハネナガイナゴ、クルマバッタ★、ホオズキカメムシ、ツノトンボ、シリアカマメゾウムシ、ニッポンヒゲナガハナバチ、アカタテハ、ジャノメチョウなど</p>
湿地	<p>植 物：ミゾソバ、タネツケバナ、<u>オランダガラシ</u>、セリ、<u>キショウブ</u>、クサヨシ、ヨシ、セキショウ、ガマ、<u>カサスゲ</u>、シラスゲなど</p> <p>両生類：アズマヒキガエル、ニホンアマガエル★、ニホンアカガエル★、ヤマアカガエル★、シュレーゲルアオガエル★など</p> <p>は虫類：<u>ヤマカガシ</u>★など</p> <p>昆虫類：オオアオイトトンボ、オニヤンマ、トゲヒシバッタ、アメンボ、ネグロセンブリ★、モンキマメゲンゴロウ、スゲクビボソハムシなど</p>
樹林地	<p>植 物：ヤマイタチシダ、スギ、ヒノキ、クヌギ、アラカシ、シラカシ、コナラ、ニリンソウ、<u>イタチハギ</u>、<u>ハリエンジュ</u>（ニセアカシア）、ツルグミ、アオキ、<u>キバナアキギリ</u>、モミジガサ、アズマネザサ、タガネソウなど</p> <p>ほ乳類：ムササビ★、<u>アライグマ</u>、ニホンアナグマ、イノシシなど</p> <p>鳥 類：<u>コジュケイ</u>、オオタカ★、コゲラ、ヤマガラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、エナガ、<u>ガビチョウ</u>、<u>ソウシチョウ</u>、シロハラなど</p> <p>両生類：アズマヒキガエル、ニホンアカガエル★、ヤマアカガエル★など</p> <p>は虫類：<u>アオダイショウ</u>★など</p> <p>昆虫類：オオアオイトトンボ、<u>ヒグラシ</u>、ヘラクヌギカメムシ、スジクワガタ、カブトムシ、ニホンペニコメツキ、<u>モンスズメバチ</u>★、ミヤマセセリ、<u>アカボシゴマダラ</u>、クロコノマチョウなど</p>

\*在来種は黒色、外来種は青色で示しています。さらに、外来生物法における特定外来生物には二重下線を、要注意外来生物には下線をひいています。

\*種の保存法や環境省レッドリスト、東京都レッドリストで選定されている種に★をつけています。

\*植物については、種の保存法や環境省レッドリスト、東京都レッドリストで選定されている種は掲載していません。

\*太字の種は、次ページに写真を掲載しています。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



オオキンケイギク



アオジ



ニホンカナヘビ★



エンマコオロギ



カサスグ



ニホンアマガエル★



ヤマアカガエル★



ヤマカガシ★



ニリンソウ



キバナアキギリ



ヤマガラ



アオダイショウ★



ヒグラシ



モンスズメバチ★



アカボシゴマダラ（幼虫）

※在来種は黒色、外来種は青色で示しています。さらに、外来生物法における特定外来生物には二重下線を、要注意外来生物には下線をひいています。

※種の保存法や環境省レッドリスト、東京都レッドリストで選定されている種に★をつけています。

## 市街地でまとまった緑を有する環境

### 〈環境の概況〉

住宅地であるが、公園や緑地に樹林地や草地などのまとまった緑がある環境です。

### 〈生物相の概況〉

この環境では、市街地の比較的小規模な樹林環境にも生息可能なタヌキ、コゲラ、ヤマトタマムシなどが確認されました。公園や路傍の草地では、スミレ、ゲンノショウコ、ヨモギ、モズ、ショウリョウバッタモドキ、ジャノメチョウなどが確認されました。



主な環境	確認された主な生きもの
住宅地 周辺	<p>植 物：セリバヒエンソウ、ナガミヒナゲシ、カタバミ、メマツヨイグサ、ツルニチニチソウ、ヘラオオバコ、ウラジロチコブサ、ブタナ、セイヨウタンポポ、カゼクサ、スズメノカタビラ、セイパンモロコシなど</p> <p>鳥 類：カワラバト、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ツバメ、ムクドリ、スズメなど</p> <p>は虫類：ミシシッピアカミミガメ、二ホンヤモリ★など</p> <p>昆虫類：マダラスズ、ヨモギトビハムシ、アカガネコハナバチ、チャバネセセリ、チャドクガなど</p>
草地	<p>植 物：コハコベ、ゲンノショウコ、スミレ、アレチウリ、ホトケノザ、イヌホオズキ、オオブタクサ、ヨモギ、イヌムギ、ネズミムギなど</p> <p>鳥 類：モズ★、ツグミ、アオジなど</p> <p>は虫類：ヒガシニホントカゲ★など</p> <p>昆虫類：オングバッタ、ショウリョウバッタモドキ★、ナカノテングスケバ、シロオビアワフキ、ヤブガラシグンバイ、ツノトンボ、ダンダラテントウ、セイヨウミツバチ、ジャコウアゲハ、ジャノメチョウなど</p>
樹林地	<p>植 物：ベニシダ、ヤマイタシダ、スギ、ヒノキ、イヌシデ、アラカシ、シラカシ、コナラ、シロダモ、ヒトリシズカ、ヒサカキ、ヤマザクラ、ヤマツツジ、トウネズミモチ、スイカズラ、ヤブラン、アズマネザサなど</p> <p>ほ乳類：アズマモグラ、タヌキ、アライグマなど</p> <p>鳥 類：コゲラ、アオゲラ★、オナガ、シジュウカラ、エナガ、ガビチョウ、シメなど</p> <p>昆虫類：ミンミンゼミ、ノコギリクワガタ、センチコガネ、カナブン、ヤマトタマムシ、オオクチキムシ、ナガゴマフカミキリ、ウスモンオトシブミ、アカボシゴマダラ、ヒカゲチョウ、コシロシタバ★など</p>

\*在来種は黒色、外来種は青色で示しています。さらに、外来生物法における特定外来生物には二重下線を、要注意外来生物には下線をひいています。

\*種の保存法や環境省レッドリスト、東京都レッドリストで選定されている種に★をつけています。

\*植物については、種の保存法や環境省レッドリスト、東京都レッドリストで選定されている種は掲載しておりません。

\*太字の種は、次ページに写真を掲載しています。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編



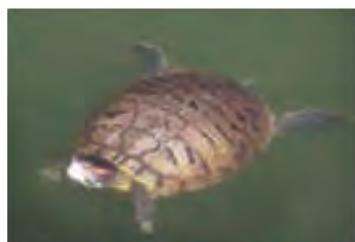
セイバンモロコシ



ハシボソガラス



スズメ



ミシシッピアカミミガメ



アレチウリ



イヌホオズキ



モズ★



ヒガシニホントカゲ★



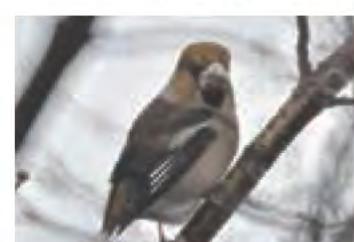
ジャコウアゲハ



ヒトリシズカ



オナガ



シメ



ミンミンゼミ



センチコガネ



カナブン



#### 4.2.2 水域

##### 里山や郊外の住宅地、耕作地を流れる河川

###### 〈環境の概況〉

里山や郊外の住宅地、耕作地を流れる河川や水路であり、水際植生がある環境です。

###### 〈生物相の概況〉

この環境では、良質の水質環境を必要とするヒガシシマドジョウやホトケドジョウなどが確認されました。また、水際植生の近くでギバチやコオナガミズスマシなどが確認されました。



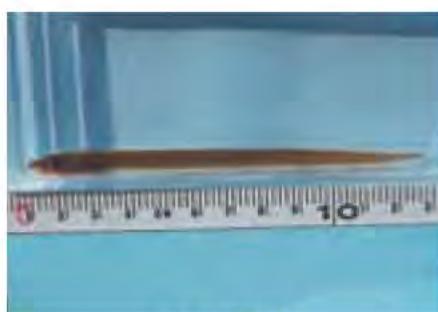
##### 確認された主な生きもの

魚類：スナヤツメ類★、カマツカ★、ヒガシシマドジョウ★、ホトケドジョウ★、**ギバチ★**、**オオクチバス**など  
底生生物：[アメリカザリガニ](#)、サワガニ★、コシボソヤンマ★、オニヤンマ、コオナガミズスマシ★、モンキマメゲンゴロウなど

※在来種は黒色、外来種は青色で示しています。さらに、外来生物法における特定外来生物には二重下線を、要注意外来生物には下線をひいています。

※種の保存法や環境省レッドリスト、東京都レッドリストで選定されている種に★をつけています。

※太字の種は、以下に写真を掲載しています



スナヤツメ類★



ギバチ★



[オオクチバス](#)



オニヤンマ(幼虫)



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

### 住宅地を流れる河川

#### 〈環境の概況〉

住宅地を流れる河川で、都市河川特有の単調で画一的な環境です。水際の植生は、「里山や郊外の住宅地、耕作地を流れる河川」と比較して多くはありません。

#### 〈生物相の概況〉

この環境では、比較的水のきれいな河川に生息するアブラハヤが確認されました。また、河川の下流域まで広くみられるシマイシビル、アメリカザリガニなどが確認されました。



### 確認された主な生きもの

魚類：オイカワ、アブラハヤ★、ホトケドジョウ★など

底生生物：シマイシビル、[アメリカザリガニ](#)、オオアメンボ、ヒゲナガカワトビケラなど

※在来種は黒色、外来種は青色で示しています。さらに、外来生物法における特定外来生物には二重下線を、要注意外来生物には下線をひいています。

※種の保存法や環境省レッドリスト、東京都レッドリストで選定されている種に★をつけています。

※太字の種は、以下に写真を掲載しています



オイカワ



アブラハヤ★



[アメリカザリガニ](#)



オオアメンボ

## 5. 生きものや自然環境に関する市民意識調査結果

計画策定にあたり、生きものや自然に対する市民の意識を把握し、今後の仕組みづくり等の参考にすることを目的として、「生きものや自然環境に関する市民意識調査」を実施しました。

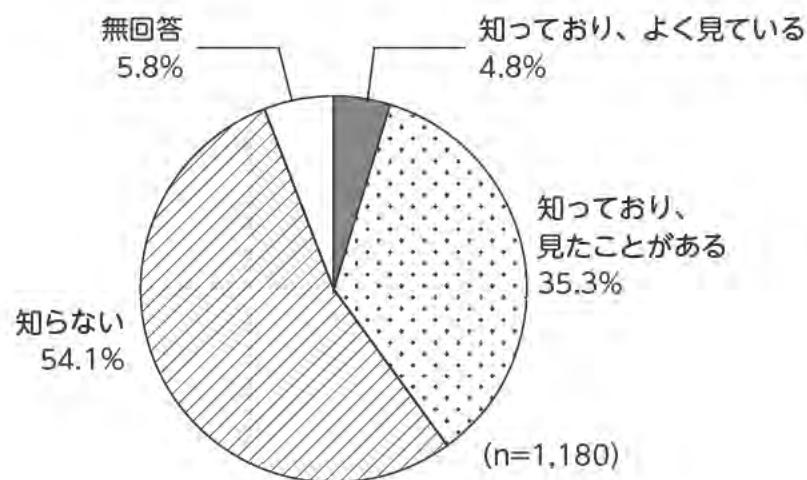
### 5.1 調査概要

調査期間	2014年2月5日(水)～2014年2月24日(月)
調査対象者	20歳以上74歳以下の町田市民3,000名(無作為抽出による)
配布地区	町田市内
回収方法	郵送回収
配布数	3,000部
回収数	1,180部
回収率	39.3%

### 5.2 調査結果

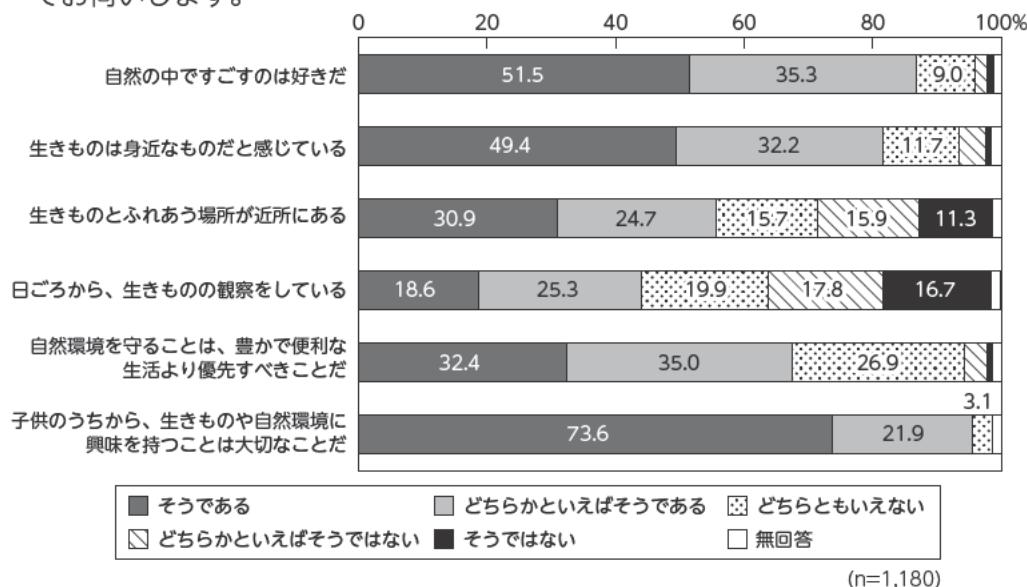
#### 【市の情報発信について】

- 市のホームページや広報で、生きものや自然環境についての情報をお知らせしていることを知っていますか。

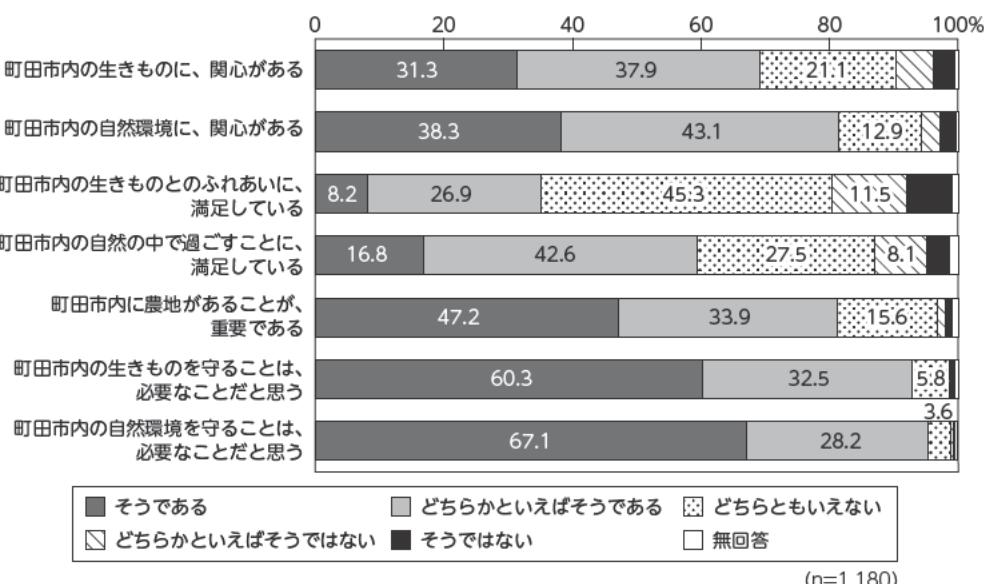


## 【生きもの(鳥、昆虫、植物等)や自然環境(緑、水辺等)に対する関心について】

### ●生きもの(鳥、昆虫、植物等)や自然環境(緑、水辺等)に対する関心についてお伺いします。

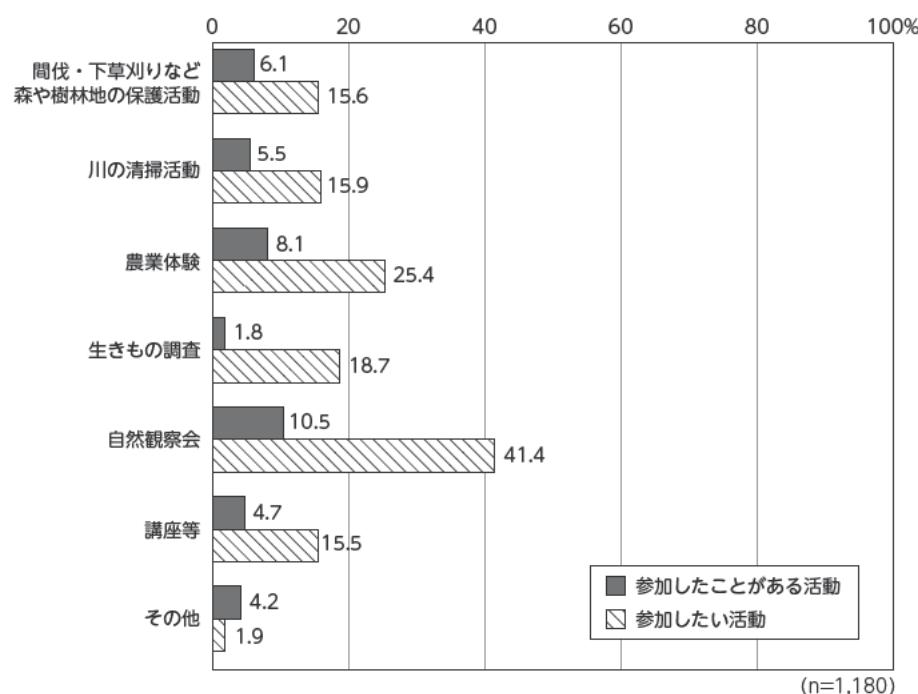


### ●町田市の生きものや自然環境に対する関心についてお伺いします。

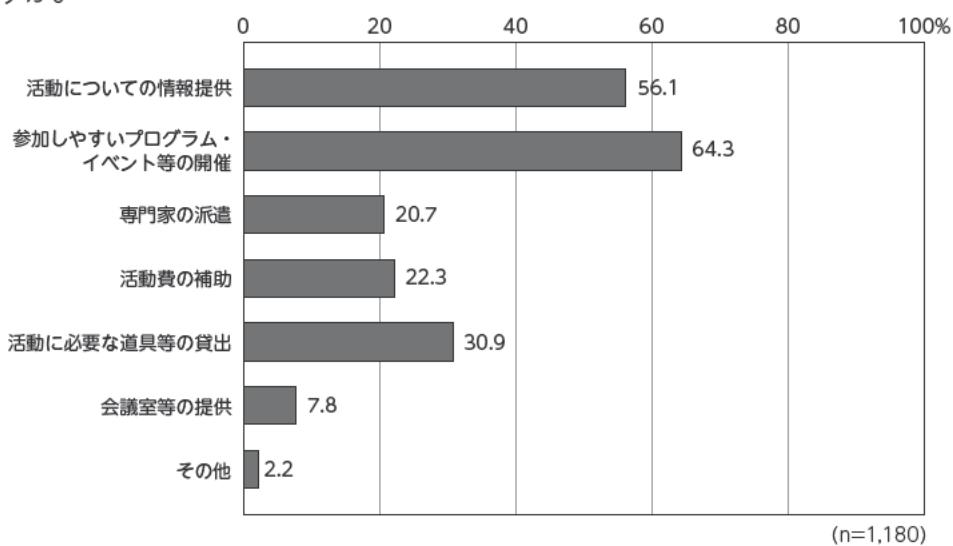


## 【生きものや自然環境の保全活動等について】

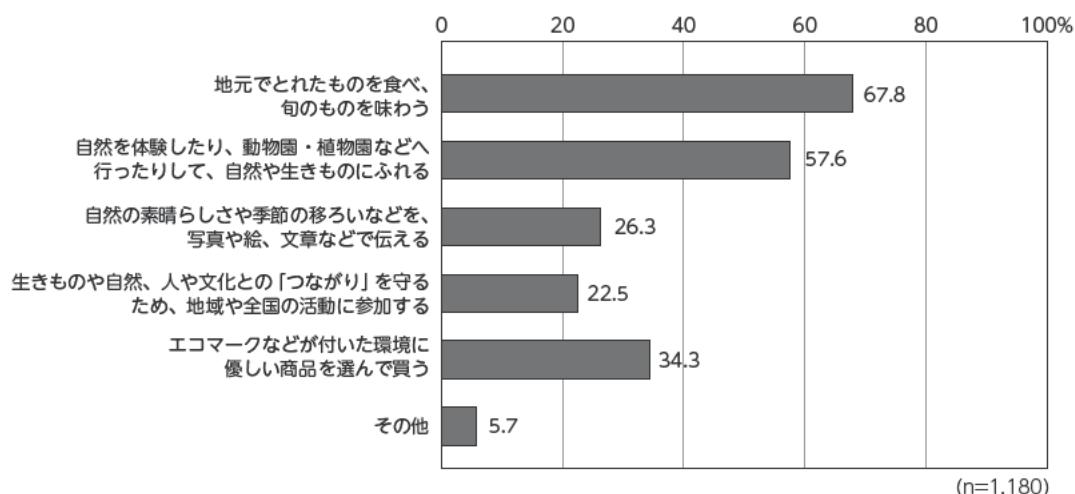
- 生きものや自然環境の保全活動等に参加したことがありますか。また、今後どのような活動に参加したいですか。



- 生きものや自然環境の保全活動に参加するにあたり、どのような支援を希望しますか。

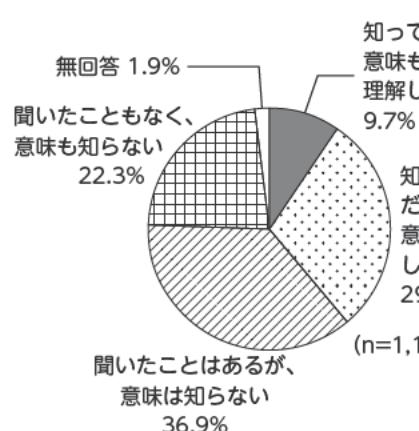


●生きものや自然環境を守るために心がけたいことは何ですか。

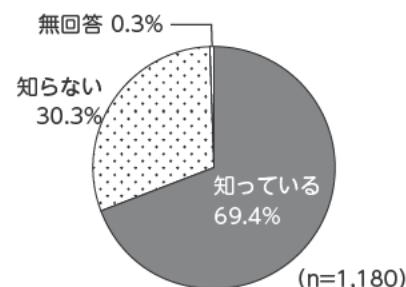


【「生物多様性」に対する認知度について】

●生物多様性という言葉を知っていますか。



●ブラックバスやミドリガメなどが、もともと町田に住んでいる生きものに影響を与えていていることを知っていますか。





## 6. 関連法規等

### 6.1 生物多様性基本法

(平成 20 年 6 月 6 日法律第 58 号)

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 10 条）

第 2 章 生物多様性戦略（第 11 条—第 13 条）

第 3 章 基本的施策

第 1 節 国の施策（第 14 条—第 26 条）

第 2 節 地方公共団体の施策（第 27 条）

附則

前文

生命の誕生以来、生物は数十億年の歴史を経て様々な環境に適応して進化し、今日、地球上には、多様な生物が存在するとともに、これを取り巻く大気、水、土壤等の環境の自然的構成要素との相互作用によって多様な生態系が形成されている。

人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。

一方、生物の多様性は、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面している。また、近年急速に進みつつある地球温暖化等の気候変動は、生物種や生態系が適応できる速度を超え、多くの生物種の絶滅を含む重大な影響を与えるおそれがあることから、地球温暖化の防止に取り組むことが生物の多様性の保全の観点からも大きな課題となっている。

国際的な視点で見ても、森林の減少や劣化、乱獲による海洋生物資源の減少など生物の多様性は大きく損なわれている。我が国の経済社会が、国際的に密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみれば、生物の多様性を確保するために、我が国が国際社会において先導的な役割を担うことが重要である。

我らは、人類共通の財産である生物の多様性を確保し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、次の世代に引き継いでいく責務を有する。今こそ、生物の多様性を確保するための施策を包括的に推進し、生物の多様性への影響を回避し又は最小としつつ、その恵沢を将来にわたり享受できる持続可能な社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連

する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かな生物の多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この法律において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう。

2 この法律において「持続可能な利用」とは、現在及び将来の世代の人間が生物の多様性の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である生物の多様性が将来にわたって維持されるよう、生物その他の生物の多様性の構成要素及び生物の多様性の恵沢の長期的な減少をもたらさない方法（以下「持続可能な方法」という。）により生物の多様性の構成要素を利用することをいう。

##### (基本原則)

第 3 条 生物の多様性の保全は、健全で恵み豊かな自然の維持が生物の多様性の保全に欠くことのできないものであることにかんがみ、野生生物の種の保存等が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されることを旨として行われなければならない。

2 生物の多様性の利用は、社会経済活動の変化に伴い生物の多様性が損なわれてきたこと及び自然資源の利用により国内外の生物の多様性に影響を及ぼすおそれがあることを踏まえ、生物の多様性に及ぼす影響が回避され又は最小となるよう、国土及び自然資源を持続可能な方法で利用することを旨として行われなければならない。



3 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、科学的に解明されていない事象が多いこと及び一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めつつ生物の多様性を保全する予防的な取組方法及び事業等の着手後においても生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組方法により対応することを目指として行われなければならない。

4 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、生物の多様性から長期的かつ継続的に多くの利益がもたらされることにかんがみ、長期的な観点から生態系等の保全及び再生に努めることを旨として行われなければならない。

5 生物の多様性の保全及び持続可能な利用は、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあるとともに、生物の多様性の保全及び持続可能な利用は地球温暖化の防止等に資するとの認識の下に行わなければならない。

#### (国の責務)

第4条 国は、前条に定める生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本原則にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、事業活動が生物の多様性に及ぼす影響を把握するとともに、他の事業者その他の関係者と連携を図りつつ生物の多様性に配慮した事業活動を行うこと等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

#### (国民及び民間の団体の責務)

第7条 国民は、基本原則にのっとり、生物の多様性の重要性を認識するとともに、その日常生活に関し、外来生物を適切に取り扱うこと及び生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択すること等により、生物の多様性に及ぼす影響の低減及び持続可能な利用に努めるものとする。

2 国民及び民間の団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための取組を自ら行うとともに、他の者の行う生物の多様性の保全

及び持続可能な利用のための取組に協力するよう努めるものとする。

#### (法制上の措置等)

第8条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (施策の有機的な連携への配慮)

第9条 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を講ずるに当たっては、地球温暖化が生物の多様性に深刻な影響を及ぼすおそれがあること等にかんがみ、地球温暖化の防止、循環型社会の形成その他の環境の保全に関する施策相互の有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

#### (年次報告等)

第10条 政府は、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る生物の多様性の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 生物多様性戦略

#### (生物多様性国家戦略の策定等)

第11条 政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性国家戦略」という。）を定めなければならない。

2 生物多様性国家戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策についての基本的な方針

二 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境大臣は、生物多様性国家戦略の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、前項の規定により生物多様性国家戦略の案を作成しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の適切な方法により、国民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、中央環境審議会の意見を聽かなければならない。



5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、生物多様性国家戦略を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、生物多様性国家戦略の変更について準用する。

(生物多様性国家戦略と国との他の計画との関係)

第12条 生物多様性国家戦略は、環境基本法第十五条第一項に規定する環境基本計画（次項において単に「環境基本計画」という。）を基本として策定するものとする。

2 環境基本計画及び生物多様性国家戦略以外の国の計画は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関しては、生物多様性国家戦略を基本とするものとする。

(生物多様性地域戦略の策定等)

第13条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

### 第3章 基本的施策

#### 第1節 国の施策

(地域の生物の多様性の保全)

第14条 国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るために、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、農林水産業その他の人の活動により特有の

生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るために、地域の自然的・社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するためには必要な措置を講ずるものとする。

(野生生物の種の多様性の保全等)

第15条 国は、野生生物の種の多様性の保全を図るために、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

(外来生物等による被害の防止)

第16条 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)

第17条 国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的・社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(生物資源の適正な利用の推進)

第18条 国は、生物資源の有用性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を図るために、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

第19条 国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役



務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

第20条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

第21条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

2 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

3 国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

第22条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第23条 国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措

置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第24条 国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第25条 国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第26条 国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるものとする。

## 第2節 地方公共団体の施策

第27条 地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的・社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

### 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(生物の多様性の保全に係る法律の施行状況の検討)



## 6.2 町田市環境基本条例

(平成 12 年 12 月 27 日条例第 68 号)

### 目次

#### 前文

#### 第 1 章 総則（第 1 条—第 8 条）

#### 第 2 章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策（第 9 条—第 19 条）

#### 第 3 章 環境管理の推進（第 20 条—第 22 条）

#### 第 4 章 環境パートナーシップによる環境の保全、回復及び創造の推進（第 23 条—第 26 条）

#### 附則

#### 前文

私たちの町田市は、多摩丘陵の北部に位置し、緑豊かな丘陵地と、境川や鶴見川などの源流を有しております、また数多くの縄文遺跡の発見にみられるように、生活の場としての長い歴史を有している。それは、先人たちが、太古からその豊かな自然の恩恵を享受しながら生活してきたことを物語っている。

現代社会での生活、あるいは経済活動は、私たちの暮らしを豊かにする一方、資源の過剰な消費や膨大な廃棄物の排出等、環境に対する多大な負荷を伴い、私たちを取り巻くあらゆる環境を悪化させる原因となっている。このことは、首都圏で有数の商業都市、住宅都市として発展し続けている町田市でも例外ではなく、先人たちから引き継いだ環境を、次の世代へ引き継ぐことはもちろん、維持することさえ困難な状況に立ち至っている。このような環境の悪化は、私たちのまわりだけではなく、地球全体に広がっている。

地球規模での環境問題への早急な対応が迫られている現代社会においては、私たちは良好な環境を単に自然から与えられるものとしてではなく、すべての者による保全、回復及び創造の努力によってはじめて享受できるものとして考えなければならないくなっている。

私たちは、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境を享受する権利、すなわち環境権を有している。同時に、私たちは環境をより恵み豊かなものとして次の世代へと継承していく責任と義務がある。良好な環境は、私たちの世代だけに与えられるものではない。将来の世代も享受する権利を有しているのである。

私たちは、かけがえのない生命と自然を守るために、すべての者の総意として、良好な環境を保全、回復及び創造するとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の実現を目指して、ここにこの条例を制定する。

## 第 1 章 総則

### （目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全、回復及び創造についての基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）、事業者、市民、在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者（以下「すべての者」という。）の責務を明らかにするとともに、地域の特性に即した環境の保全、回復及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を市民参画の下に総合的かつ計画的に推進し、もって良好な環境の確保に寄与することを目的とする。

### （用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好的環境 現在及び将来のすべての人々が、健康で安全かつ快適な生活を営むことができる、生活環境、自然環境及び歴史的文化的環境をいう。
- (2) 歴史的文化的環境 歴史的文化的遺産を含む環境のうち、地域の自然環境を構成する要因となっているものをいう。
- (3) 環境への負荷 行政の施策、事業活動、日常生活等（以下「すべての活動」という。）により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境への負荷のうち、すべての活動に起因する生活環境の侵害であって、大気の汚染、水質の汚濁（雨水及び地下水の汚染を含む。）、土壤の汚染、騒音、振動、悪臭等によって、良好な環境が損なわれることをいう。
- (5) 循環型社会 すべての活動において、資源及びエネルギーの一層の循環、効率化並びに廃棄物の発生抑制、適正な処理等を図るなど、経済社会システムにおける物質の循環を確保することにより、最終的な排出物を低減し、自然環境の物質循環に戻すことができる社会をいう。
- (6) 地球環境の保全 すべての活動に起因する地球全体の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、市民の健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする、良好な環境の確保に寄与するものをいう。
- (7) 環境監査 市又は事業者が、すべての施策又は事業活動について環境の保全、回復及び創造の見地から自ら点検及び評価を行い、以後、その結果を反映させていくことをいう。



- (8) 環境パートナーシップ 市及び事業者並びに市民、在勤在学者及び主にこれらの者により組織される民間の団体（以下「市民等」という。）が、環境の保全、回復及び創造を目的として、相互に促し、励まし、支え合う関係をいう。
- （基本理念）
- 第3条 環境の保全、回復及び創造は、良好な環境及び環境権の確保を図るとともに、このことが将来にわたって継続されるよう適切に行われなければならぬ。
- 2 環境の保全、回復及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に環境への負荷を低減するよう行動することにより、循環型社会を基調とした環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちを構築することを目的として推進されなければならない。
- 3 自然環境及び歴史的文化的環境の保全及び回復は、生物多様性（生物種、遺伝子及び生物生息環境の多様性を含む。以下同じ。）が適切に保全及び回復されるよう行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべての者がこれを自らの問題として認識し、そのすべての活動において国際的な認識及び協力の下に積極的に推進されなければならない。
- （市の責務）
- 第4条 市は、基本理念にのっとり、地域の自然的社会的条件に応じた次に掲げる環境施策を策定し、これを推進する責務を有する。
- (1) 公害の防止及び快適環境の創造
  - (2) 生物多様性を含めた自然環境及び歴史的文化的環境の保全及び回復
  - (3) 資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化の促進
  - (4) 環境への負荷の少ない役務、資源、製品等の利用の促進
  - (5) 環境パートナーシップによる環境への負荷を低減するための行動の促進
  - (6) 地球環境の保全
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に寄与すること。
- 2 市は、基本理念にのっとり、施策に伴う環境への負荷の低減に自ら取り組む責務を有する。
- （事業者の責務）
- 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。
- (1) 事業活動に伴う環境への負荷の低減、公害その他環境汚染を防止するために、必要な措置を講ずること。
  - (2) 事業活動に係る製品の販売、使用又は廃棄による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
  - (3) 事業活動に係る役務の提供及び利用による環境への負荷の低減に寄与するため、必要な措置を講ずること。
  - (4) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。
- （市民の責務）
- 第6条 市民は、基本理念にのっとり、次に掲げる責務を有する。
- (1) 日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全、回復及び創造に自ら取り組むこと。
  - (2) 市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に参加又は協力すること。
- （在勤在学者等の責務）
- 第7条 在勤在学者、町田市に資産を有する者、町田市を訪れる者その他の者は、基本理念にのっとり、市が推進する環境施策に協力し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する取組に積極的に協力する責務を有する。
- （環境配慮）
- 第8条 すべての者は、基本理念にのっとり、そのすべての活動において、次に掲げる環境配慮に努めなければならない。
- (1) 公害を発生させないこと。
  - (2) 自然を大切にすること。
  - (3) 歴史と文化を大切にすること。
  - (4) まちをきれいにすること。
  - (5) ごみを減らすこと。
  - (6) 資源及びエネルギーを大切にすること。
  - (7) 環境にやさしい製品及びサービスを選ぶこと。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷を低減すること。
- 2 すべての者は、前項に規定する環境配慮を行うに当たっては、地球環境への影響についても考慮するものとする。
- 3 前2項の規定は、市民の市外における活動について準用する。
- 第2章 環境の保全、回復及び創造に関する基本的施策
- （環境基本計画）
- 第9条 市長は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するため、町田市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定する。



2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全、回復及び創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全、回復及び創造に関する総合的な施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聽かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### (環境基本計画との整合)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

#### (環境行動指針)

第11条 市長は、事業者及び市民等が、環境への負荷の低減に寄与する行動を取るための規範となる環境行動指針を策定する。

2 市長は、環境行動指針の策定に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるとともに、町田市環境審議会の意見を聽かなければならない。

3 市長は、環境行動指針を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、環境行動指針の変更について準用する。

#### (規制措置)

第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

2 市は、生物多様性を含めた自然環境の保全を図るために、必要な規制の措置を講ずることができる。

3 市は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量及び再資源化を促進するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

4 前3項に規定するもののほか、市は、環境への負荷を低減するため、必要な規制の措置を講ずることができる。

#### (誘導的措置)

第13条 市は、事業者及び市民等が率先して環境への負荷を低減することを促進するため、適正な優遇、助成その他の必要な誘導的措置を講ずることができる。

2 市は、事業者及び市民等の自らの活動による環境への負荷を低減するため、経済的負担を課す等の誘導的

措置を講ずることができる。

#### (財政措置)

第14条 市は、環境施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (調査、監視及び測定の実施)

第15条 市は、環境の状況の把握及び環境の変化の予測並びに環境の保全、回復及び創造に関する施策を策定及び推進するために必要な調査、監視及び測定を実施するものとする。

2 市は、前項の施策を適正に実施するため、必要な監視及び測定の体制を整備するものとする。

#### (施策等の報告)

第16条 市長は、毎年、環境の状況及び環境施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

#### (市民意見の反映)

第17条 市長は、環境施策の策定及び推進に当たっては、あらかじめ事業者及び市民等の意見を反映させるための必要な措置を講ずるものとする。

#### (調整の体制)

第18条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策について、総合的に調整及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

#### (国等との協力)

第19条 市は、環境の保全、回復及び創造に関する施策のうち、広域的な取組を必要とするものについて、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

## 第3章 環境管理の推進

#### (環境監査の実施)

第20条 市及び事業者は、環境監査を行うよう努めるものとする。

2 市長は、特に必要と認めたときは、事業者に対して環境監査の結果についての報告を求める等、必要な措置を講ずることができる。

#### (環境影響評価の促進)

第21条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある施策又は事業を行う者が、当該施策又は事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、当該施策又は事業の実施に際し、環境の保全上の見地から適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (事業情報の公表)

第22条 市又は事業者は、施策又は事業が与える環境への負荷の情報について、公表するよう努めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業活動に



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料編

関する情報のうち、市が保有するものについては、公表するよう努めなければならない。

#### 第4章 環境パートナーシップによる環境の保全、回復及び創造の推進

##### (環境学習の推進)

第23条 市、事業者及び市民等は、環境の保全、回復及び創造についての理解を深め、適切な取組が推進され、互いに環境の保全、回復及び創造に関する学習の機会の提供及び広報活動の充実が図られるよう努めるものとする。

##### (自発的活動の推進)

第24条 市、事業者及び市民等は、自発的に行う環境の保全、回復及び創造に関する活動を推進するため、互いに支援するよう努めるものとする。

##### (情報の提供)

第25条 市、事業者及び市民等は、環境の状況その他の環境の保全、回復及び創造に関する情報を適切に共有できるよう、情報の提供に努めるものとする。

##### (広域的協力)

第26条 事業者及び市民等は、基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造を行うに当たっては、他の地域の人々とも協力するよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。



## 6.3 町田市環境審議会条例

(平成 12 年 12 月 27 日条例第 69 号)

### 目次

第 1 条 (設置)

第 2 条 (所掌事項)

第 3 条 (組織)

第 4 条 (臨時委員)

第 5 条 (会長)

第 6 条 (会議)

第 7 条 (委任)

附則

#### (設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、市長の附属機関として、町田市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 町田市環境基本条例（平成 12 年 12 月町田市条例第 68 号）第 9 条第 1 項の町田市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 町田市環境基本条例第 11 条第 1 項の環境行動指針の策定及び変更に関すること。
- (3) 環境に関する主要な施策又は方針の立案に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境を保全、回復及び創造するために必要な事項

2 審議会は、前項各号に規定する事項を調査し、審議する場合において、必要があると認めたときは、環境に関する情報その他必要な資料の提出を市長その他関係機関に求めることができる。

3 審議会は、環境の保全、回復及び創造に関し、必要があると認めたときは、市長に意見を述べることができる。

#### (組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5 名以内

(2) 町田市民 5 名以内

(3) 事業者 5 名以内

2 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (臨時委員)

第 4 条 市長は、特別又は専門の事項を調査し、審議するため必要があると認めたときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

#### (会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (委任)

第 7 条 この条例に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町田市規則で定める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

（町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

（昭和 33 年 4 月町田市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 41 号を第 42 号とし、第 40 号の次に次の 1 号を加える。

#### (41) 環境審議会委員

別表第 1 介護保険苦情相談調整会議の項の次に次のように加える。

環境審議会	会長	日額 25,500 円
	学識経験者	日額 21,700 円
	委員	日額 10,000 円



## 7. 愛知目標

### 7.1 愛知目標とは

生物多様性条約の3つの目的、(1)生物多様性の保全、(2)生物多様性の構成要素の持続可能な利用、(3)遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分、を達成するため、COP10で採択された2011～2020年の新たな世界目標です。

2050年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）をもって、2020年までにミッション（短期目標）及び20の個別目標の達成を目指します。

#### ビジョン（中長期目標【2050年】）

「自然と共生する (Living in harmony with nature)世界」

#### ミッション（短期目標【2020年】）

2020年までに、回復力があり、また必要なサービスを引き続き提供できる生態系を確保するため、生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施する。

#### 20の個別目標（愛知目標）

#### 【個別目標一覧】

目標1	人々が生物多様性の価値と行動を認識する
目標2	生物多様性の価値が国と地方の計画などに統合され、適切な場合に国家勘定、報告制度に組み込まれる
目標3	生物多様性に有害な補助金を含む奨励措置が廃止、又は改革され、正の奨励措置が策定・適用される
目標4	すべての関係者が持続可能な生産・消費のための計画を実施する
目標5	森林を含む自然生息地の損失が少なくとも半減、可能な場合にはゼロに近づき、劣化・分断が顕著に減少する
目標6	水産資源が持続的に漁獲される
目標7	農業・養殖業・林業が持続可能に管理される
目標8	汚染が有害でない水準まで抑えられる
目標9	侵略的外来種が制御され、根絶される
目標10	サンゴ礁等気候変動や海洋酸性化に影響を受ける脆弱な生態系への悪影響を最小化する
目標11	陸域の17%、海域の10%が保護地域等により保全される
目標12	絶滅危惧種の絶滅・減少が防止される
目標13	作物・家畜の遺伝子の多様性が維持され、損失が最小化される
目標14	自然の恵みが提供され、回復・保全される
目標15	劣化した生態系の少なくとも15%以上の回復を通じ気候変動の緩和と適応に貢献する
目標16	ABSに関する名古屋議定書が施行、運用される
目標17	締約国が効果的で参加型の国家戦略を策定し、実施する
目標18	伝統的知識が尊重され、主流化される
目標19	生物多様性に関連する知識・科学技術が改善される
目標20	戦略計画の効果的な実施のための資金資源が現在のレベルから顕著に増加する



## 7.2 施策と愛知目標との対応

本計画で示した施策と愛知目標との対応関係を以下に示します。

テーマ	施策	対応する 主な愛知目標
テーマ1 意識高揚 ～理解する～	<b>1-1 生物多様性に関する意識啓発</b> ①市民向けの情報発信 ②事業者向けの情報発信 ③生物多様性に関する資料・情報の収集・発信の仕組みづくり ④各種イベントの開催	1 9 <b>18</b> 19
	<b>1-2 学びの場づくり</b> ①子ども向けプログラムの実施 ②学校における取り組みの推進 ③地域における取り組みの推進	1
テーマ2 人材育成 ～育つ～	<b>2-1 地域における人材の発掘と育成</b> ①市民活動の担い手の発掘と育成 ②農業の担い手育成	1 7
テーマ3 協働・連携 ～つながる～	<b>3-1 市民と連携した取り組みの推進</b> ①市民協働の取り組みの推進 ②市民活動の支援 ③市民との協働・連携の仕組みづくり	1
	<b>3-2 大学や事業者との連携の仕組みづくり</b> ①大学や事業者と連携した取り組みの推進	1 <b>19</b>
テーマ4 保全と持続 可能な利用 ～守る・ 活用する～	<b>4-1 まとまりのある緑や多様な自然の保全</b> ①里山環境の保全・再生	5 11 12
	<b>4-2 水辺環境の保全</b> ①河川・水路の良好な水質の保全 ②河川・水路の改修時における生物多様性への配慮	5 8
	<b>4-3 生きものに配慮したまちづくり事業の推進</b> ①公園・緑地における取り組みの推進 ②道路における取り組みの推進 ③開発事業における生きものや自然への配慮の検討	5 12
	<b>4-4 生きものの生育・生息状況の継続的な把握</b> ①生きものの現状把握	<b>19</b>
	<b>4-5 外来種等による被害の防止</b> ①外来種に関する情報発信 ②外来種の防除	9
	<b>4-6 生きものや自然に親しめる場づくり</b> ①生きものや自然に親しめるイベントの実施 ②生きものや自然にふれあえる場づくり	1 14
	<b>4-7 農地の活用</b> ①農業の活性化支援 ②生きものや自然にやさしい農業の推進 ③耕作放棄地の活用	7 13 14
	<b>4-8 生物資源の利用等の推進</b> ①生物資源の利用の推進	7 14 15

備考1) 対応する愛知目標の番号は前頁を参照

備考2) 愛知目標の下線付太字は、本計画で示した施策との関連が強い目標



## 8. 用語解説

### 【あ】

#### 愛知目標

2010年に開催された「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」において、生物多様性の低下を止めるための2020年までの行動目標として採択されたもの。愛知県で会議が開催されたことから「愛知目標」と呼ばれている。

〈詳細はp5のコラムと資料編「7.愛知目標」を参照〉

#### アクションプラン（第二次町田市環境マスター プラン推進計画）

第二次町田市環境マスター プランで提示した「望ましい環境像」と基本目標の実現を目指し、2012年度から2016年度までの5年間で行っていく取り組みを具体的に示した計画。2012年4月に策定。

#### インフラ整備

道路や橋、上下水道など、人々の生活や産業活動を支える公共施設（インフラ）を整備すること。

#### 雨水幹線

浸水被害を軽減するために、雨水を排水する主要な施設（水路や管路）。

に関する法律」の略。特定外来生物による生態系や人の生命・身体、農林水産業への被害を防止することを目的としている。2005年6月に施行。

#### 環境基本法

地球環境問題の認識の高まりを踏まえ、環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律。基本理念として、(1) 環境の恵沢の享受と継承等、(2) 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3) 國際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。1993年11月に施行。

#### 環境指標種

生態がよく研究され、生育・生息に適した環境条件がある程度明らかになっている生物。その分布状況等を調査することによって地域の環境の変化を評価することができる。

#### 間伐

森林の木材の伐採方法の一つ。樹木の生育を促すために、過密になっている木々の一部を間引く伐採方法。間伐材の利用の有無により、間引くだけの「切り捨て間伐」と製材用に利用する「利用間伐」に区分される。その他の伐採方法の一つに皆伐がある。

#### 健全な水循環系

流域などでの水の流れとその果たす役割が、人の営みに対しても、また、環境に対しても、バランスよく良好に保たれている状態をいう。

#### 耕作放棄地

農林水産省が実施する統計調査（農林業センサス）の定義によると「所有されている農地のうち、過去1年以上作付けされておらず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地」のこと。

#### COP10

COPとは、「Conference of the Parties」の略で、締約国会議を意味する。生物多様性条約の他に、気候変動枠組条約のCOPも開催されている。

### 【か】

#### 皆伐

森林の木材の伐採方法の一つであり、対象となる区画の木材をすべて伐採する方法。その他の伐採方法の一つに間伐がある。

#### 外来種

もともとその地域に生育・生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から運び込まれた生物。

#### 外来生物法

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止



名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）は、生物多様性に関する新たな世界目標である「愛知目標」や遺伝資源に関する「名古屋議定書」が採択されるなど、大きな成果を残した歴史的な会議となった。

という4つの機能に分類されている。

〈詳細はp10のコラム参照〉

#### 生物資源

食料や木材、衣料など人間の生活に必要な資源として利用される植物などの生物のこと。

## 【さ】

### 在来種

ある地域の環境に適応し、長年生育・生息し続けている生物。外来種の対語として用いられる。

### 里山

農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて、形成・維持されている二次林と、それに混在する農地、ため池、草地などで構成される地域。

### SATOYAMAイニシアティブ

日本の里地里山のような人々が古くから持続的に利用や管理を行ってきた農地や二次林などの二次的自然環境を対象として、生物多様性の保全とその持続可能な利用の両立を目指した取り組みのこと。COP10において日本が提唱した。

〈詳細はp6のコラム参照〉

### 里山環境再生事業

2005年度より、小野路町奈良ばい谷戸での伝統農法を用いた里山保全活動を市民公募で支援者を募り開始された事業。2009年度に公募市民が中心となってNPO法人を結成し、市民協働事業として里山の保全に継続して取り組んでいる。

### 薪炭林

薪や木炭の原料の生産を行うための森林のこと。

### 生態系

生物とそれらをとりまく自然環境がお互いに関わりあいながら総合されたまとまりのこと。生産者、消費者および分解者から構成される。

### 生態系サービス

生物多様性の恵みのこと。「供給サービス」、「調整サービス」、「文化的サービス」、「基盤サービス」

### 生物相

特定の地域に生育・生息する生物の種類と組成。地域の自然の質を表す指標となる。

### 生物多様性

様々な生物の豊かな個性とつながりのこと。生物多様性に関する条約では、生態系・種間（種）、種内（遺伝子）の3つのレベルにおいてそれぞれ多様性があるとしている。

〈詳細はp8のコラム参照〉

### 生物多様性基本法

生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本原則を定めた法律。政府による生物多様性国家戦略の策定や地方自治体の生物多様性地域戦略の努力義務を定めている。2008年6月に施行。

### 生物多様性国家戦略

生物多様性条約と生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国的基本的な計画。最新の計画は、COP10で採択された愛知目標の達成と東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示した「生物多様性国家戦略2012-2020」（2012年9月）である。

### 生物多様性条約

「生物の多様性に関する条約」の略。世界全体で生物多様性を保全していくために1992年5月に採択された国際条約である。この条約では、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ平衡な配分の3つを目的としている。

### 生物多様性地域戦略

生物多様性基本法で努力義務とされている自治体における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画。生物多様性国家戦略2012-



2020においても、施策の一つに「生物多様性地域戦略の策定等の促進」が挙げられている。

### 生物多様性ホットスポット

“地球上で最高レベルの豊かな生物多様性を擁しているにも関わらず、その豊かな生物多様性が破壊の危機にひんしている地域”のことをいう。1988年に保全生物学者のノーマン・マイヤーズが提唱した言葉であり、その地域に維管束植物の固有種が1,500種以上生育し、高い生物多様性を有する一方で、自然植生が70%以上損なわれていて破壊の危機にひんしている地域を指している。

### 絶滅率

1,000年で1,000種のうち何種の生物が絶滅したか、など単位時間当たりで生物が絶滅する率を表したもの。

## 【た】

### 第二次町田市環境マスタープラン

町田市で目指す「望ましい環境像」を提示し、「望ましい環境像」を実現するための基本目標と、基本目標を達成するための達成目標、環境施策、計画の推進体制、進行管理について定めた計画。2012年4月に策定。

### 鶴見川流域水マスタープラン

鶴見川流域にかかる自治体（東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、町田市）と国土交通省関東地方整備局が、流域の枠組みで水に関する様々な課題をとらえ、「健全な水循環の構築」に向けた各計画、施策を推進することを目的として策定した計画である。2004年度を初年度として、20～30年を計画期間としている。

### 底生生物

河川や池、沼、湖、海などの水底に生息している生物。

### 東京都環境影響評価条例

東京都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的として、都内で実施する環境影響評価や事

後調査の手続に関して必要な事項を定めた条例。計画の策定や事業の実施に際して、公害の防止や自然環境及び歴史的環境の保全、景観の保持等について適正な配慮がなされることを定めている。

### 東京都グリースップアクション

東京都が、2003年度から都内にある49地域の「保全地域」のうち、いくつかの地域で企業・NPO等と連携した自然環境保全活動を実施し、これらの地域を企業の社会貢献活動の場として活用している。

### 東京都保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」により、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを保全するために指定されている地域。町田市では緑地保全地域と歴史環境保全地域が指定されている。

- ・ 緑地保全地域：樹林地、水辺地等が単独で、又は一体となって自然を形成している市街地近郊の地域で、その良好な自然を保護することが必要な土地の区域。
- ・ 歴史環境保全地域：歴史的遺産と一体となつた自然の存する地域で、その歴史的遺産と併せてその良好な自然を保護することが必要な土地の区域。

### 東京における自然の保護と回復に関する条例

東京都の自然の保護と回復を図り、都民が豊かな自然の恵みを享受し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的としている。市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することが定められている。2001年に改正条例を施行。

### 当歳魚

ふ化してから一年未満の魚のこと。当歳魚が確認された場合、産卵場所が周辺に存在することを示唆している。

### 登録文化財制度

町田市内の文化財の価値を広く周知すること及び多くの文化財の消失を防ぐことを目的とした制度。



### 特定外来生物

人為的に海外から持ち込まれた生物のうち、生物多様性を脅かすおそれがあるとして、外来生物法により指定されている生物。飼育や野外へ放つことなどが禁止されている。

### 【ま】

#### まきストーブ

木(枝を含む)や木材、木材の廃材などを燃料(薪(まき、たきぎ))とする暖房器具(ストーブ)。暖炉とは異なり、扉を閉じて密閉させて燃焼させる。

### 【な】

#### 二次的自然環境

人間活動によってつくられたり、人が手を加えることで管理・維持されてきた自然環境のこと。町田市の里山の環境はこれにあたる。

#### 二次林

自然林が伐採や焼失などによって破壊された後に、自然にまたは人為的に再生された樹林のこと。二次林は自然林とは異なる樹種になることが多い、町田市ではクヌギやコナラなどが代表種である。

#### 町田エコフェスタ

ごみ問題・環境問題などのエコロジーについて、楽しみながら学ぶ市民参加型のイベント。

#### まちだエコプラン

生態系を活かしたまちづくりをすすめるための道しるべとしてまとめた計画。生物や人間すべてにとって望ましい環境が形成されるように、町田市のもつかけがえのない自然を後世に残すという観点から、「永続的な発展」に留意し、生態系ネットワークを形成し、「人と生きものが共生するまちづくり」をめざしている。2000年3月に策定。

### 【は】

#### ビオトープ

ギリシャ語で「生命」を意味する「bios」と「場所」を意味する「topos」の合成語で、本来その地域に住むさまざまな野生の生きものが生育・生息することができる空間のことを指す。

〈詳細はp60 のコラム参照〉

#### 町田市環境基本条例

良好な環境を確保し、より良い形で将来の世代に引き継ぐことを目的に、行政はもとより、町田市に関わるすべての人々が共通して環境の保全・回復・創造に向けて取り組むための方向性を示した条例。市・事業者・市民の責務を明確にしている。2001年7月に施行。

#### フットパス

イギリスを発祥とする「森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からある風景を楽しみながら歩くこと(Foot)ができる小径(Path)」のこと。

#### 町田市宅地開発事業に関する条例

住みよい街づくりの実現を図ることを目的として、町田市の実情にあった公共公益施設の整備基準や町田市と事業者による協定締結等の手続き、さらに、近隣住民への説明や事業計画の公開の手続き等を定めている。2004年12月から施行。

#### ふるさとの森

市内の美しい緑地景観や歴史的環境の保護、また、貴重な動植物が生育する自然環境の保全をして設置されている。「町田市ふるさとの森設置要綱」に基づき指定されており、その一部は市民の協力による管理が行われている。

#### 町田市中高層建築物に関する指導要綱

中高層建築物を建設する際に、近隣住民への計画の事前公開や紛争の未然防止を図ることを目的とした要綱。本要綱に規定する建設事業を行う場合は、町田市中高層建築物に関する指導要領及びこの中高層建築物建設事業書類作成の手引きの規定に従って関係書類を作成し、審査を受けること定めている。1997年4月に施行、2013年4月に一部改正。



### 町田市都市計画マスターplan

町田市全体や地域ごとの将来の空間的な姿を示しながら、町田市での都市計画の運用における基本的な考え方を示した計画。市におけるまちづくりの総合的な指針となるものである。1999年6月に策定、2011年6月に改定。

### 町田市農業祭

市内の農産物をより多くの市民に知つてもらう機会を創出するために毎年開催しているイベント。町田市の農業の各種PRや農畜産物の直売などを行っている。

### 町田市北部丘陵活性化計画

北部丘陵地域のまちづくりの方向性と、実現へ向けた取り組み方を示した計画。多様な人々との協働により、農・緑・水・歴史・文化などの魅力を活かして地域の価値を高め、活力ある地域の発展へつなげるとともに、心豊かな市民生活を実現していくことを掲げている。2011年3月に策定。

### 町田市緑の基本計画2020

「緑地の適正な保全」や「緑化の推進」さらには「公園緑地の整備」に関して、その将来像・目標など、緑のあるべき姿とそれを実現するための施策などを定める、緑とオープンスペースに関する総合的な計画。1999年9月に策定、2011年6月に改定。

### まちだ未来づくりプラン

将来の町田を見据え、2012年度から2021年度までの10年間に、何を目標にどのようにまちづくりを進めていくのかを示した町田市の基本計画。10年を超えた長期的な視点で取り組む「未来づくりプロジェクト」、10年間のまちづくりの方向性を示す「まちづくり基本目標」、行政経営課題の解決に向けた改革の方向性を示す「行政経営基本方針」で構成している。2011年12月に策定。

### 水循環

大気・流域・地下・水域の4つの場における水の移動（循環）のこと。循環には、雨が降り、地面を流れて川や海へ流れ込んだり、地下に染み込んだり、また水蒸気となって雲になるといった自然の水循環、ダムによる貯留と放流、農業用水、生活用水、工

業用水など各種用水の河川からの取水と排水、地下水の利用などの人工的な水循環がある。

### 水辺のエコトーン

エコトーンは移行帯とも呼ばれ、水辺では水域と陸域の境界になる水際のことであり、様々な生物が生育・生息している。

〈詳細はp21のコラム参照〉

### 緑施策の新展開

東京都が生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめたもの。生物多様性基本法に基づく、都の生物多様性地域戦略の性格を有する。2012年5月に策定。

### 緑のネットワーク

まとまった緑が存在し、かつ、それぞれの緑が連続して、つながりをもっていること。生物多様性の保全において重要であるとされている。

〈詳細はp23のコラム参照〉

### ミレニアム生態系評価

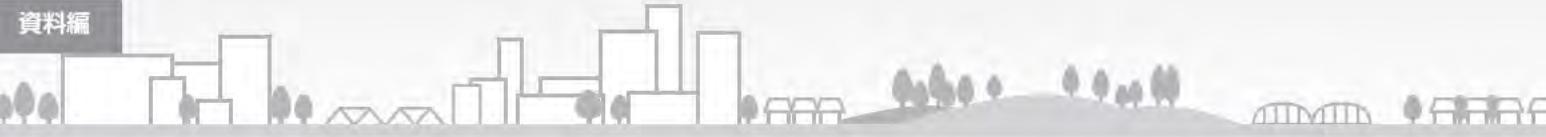
国連の提唱によって、2001年から2005年にかけて行われた生態系に関する大規模な総合評価。生態系の変化が人間の生活の豊かさにどのように影響を与えるかを示し、生態系の機能の低下を防ぐための提言を行っている。

### 猛禽類

狩りをするために、よく見える目と、鋭い爪とくちばし、そして強くて丈夫な脚を持った鳥の仲間をいう。猛禽類はタカ、フクロウ、ハヤブサの仲間に分けられ、タカやハヤブサの仲間は主に昼に行動し、フクロウの仲間は主に夜に行動する。いずれも、生態系の頂点に位置する。町田市には、オオタカやサシバ、フクロウ等の猛禽類が生息している。

### 木質ペレット

木材工場から排出される残・廃材を有効に活用する利点も踏まえ、樹皮やおが粉、端材などを圧縮・成型して小粒の固形燃料としたもの。ペレットストーブやペレットボイラーの燃料として用いられる。



## 【や】

### 谷戸

台地や丘陵地が湧水などの浸食によって複雑に刻み込まれた地形。谷戸の多様な自然環境には、多様な生物が生育・生息している。

### 要注意外来生物

人為的に海外から持ち込まれた生物のうち、外来生物法により指定されてはいないが、生物多様性を脅かすおそれがあるとして環境省が選定している生物。

## 【ら】

### 遊休農地

農地法において定義されている用語であり、①現在、耕作目的で利用されておらず、今後も耕作目的で利用されないと見込まれる農地、②農業としての利用の程度がその周辺の農地の利用の程度に比較して、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義され、有効利用に向けた措置を講ずべきとされる農地のこと。

### 連作障害

同じ種類の野菜（同じ科の野菜）を同じ場所で栽培し続けることにより、育ちが極端に悪くなったり枯れたりしてしまうこと。連作障害の症状は、植物の種類によって異なる。連作障害でのやすい野菜は、キュウリ（ウリ科）やナス（ナス科）、エンドウ（マメ科）など。



---

発行者 町田市  
事務局 町田市 環境資源部 環境・自然共生課  
〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号  
TEL 042-724-4391  
発 行 2015年5月  
<http://www.city.machida.tokyo.jp/>

---

刊行物番号 15-1



この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

町田  
生きもの  
共生プラン

2015 - 2021

